

地震対策編

第1章 地震対策編の概要

本編の各節において、風水害等対策編の計画と内容が同じ計画については、風水害等対策編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 甲府市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 山梨県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 甲府市

次の事項を実施し、災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事がその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震灾害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定の作成
- キ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成指導
- コ 自主防災組織の育成、指導その他市民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 食料、生活必需品等の備蓄物資等の供給
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防御の措置をとることとする。

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 山梨県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震灾害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定の作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導その他県民が実施する地震対策の推進

シ 大震火災対策の推進
ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃・防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防御の措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局(甲府財務事務所)

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局(山梨県拠点)

- ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
- カ 主要食料等の在庫状況把握

(3) 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)

- ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持・造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給

(4) 関東運輸局(山梨運輸支局)

- ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

(5) 東京管区気象台(甲府地方気象台)

- ア 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報
- イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- ウ 地震情報の発表と伝達
- エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(6) 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所)

風水害等対策編P3に記載される項目のほか、震災対策として下記の事項を行う。

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 通信施設等の整備
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
- エ 官庁施設の災害予防措置
- オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- カ 水防活動、土砂災害防止活動
- キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ク 災害時における復旧資材の確保
- ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等- 223 -
- コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申合せ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
- シ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - (ア) 初動体制の立ち上げ
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 被災状況等の把握
 - (エ) 被災者の救命・救助
 - (オ) 被害の拡大防止・軽減
 - (カ) 被災した地方公共団体支援
 - (キ) 被災者・避難者の生活支援
 - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
 - (ケ) 強い揺れへの備え
 - (コ) 巨大な津波への備え
- ス 首都直下地震対策計画
 - (ア) 首都中枢機能の継続
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - (エ) 被災状況等の把握
 - (オ) 被災者の救命・救助
 - (カ) 被害の拡大防止・軽減
 - (キ) 被災した地方公共団体支援
 - (ク) 被災者・避難者の生活支援
 - (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
 - (コ) 強い揺れへの備え
 - (サ) 巨大な津波への備え
- セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

- (7) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (8) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止

4 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備

- (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道(株)(甲府統括センター)、東海旅客鉄道(株)(静岡支社)
 - ア 東海地震予知情報(警戒宣言等)及び南海トラフ地震に関する情報の伝達
 - イ 列車運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護体制の確立
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- (2) 東日本電信電話(株)(山梨支店)、(株)NTTドコモ(山梨支店)
 - ア 主要道通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広報応援計画に基づく手配
- (3) 日本赤十字社(山梨県支部)
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会(甲府放送局)
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告(部内)
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (5) 中日本高速道路(株)(八王子支社)
 - 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (6) 日本通運(株)(山梨支店)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 市長及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- (7) 東京電力パワーグリッド(株)(山梨総支社)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本銀行(甲府支店)
 - ア 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
 - イ 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての要請及び助言
 - ウ 警戒宣言発令時における預貯金引き出しの集中等、店頭混乱の未然防止のために必要な広報に対する協力指導
- (9) 日本郵便(株)(甲府中央郵便局)
 - ア 地方公共団体又は日本郵便(株)が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

- イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- ク (株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関(山梨交通(株)、富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(一社)山梨県トラック協会)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関
 - (東京ガス山梨(株)、(一社)日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、(一社)山梨県エルピーガス協会)
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会((一社)甲府市医師会)
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体(山梨みらい農業協同組合、中央森林組合)
 - ア 市町村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 商工会議所、商工会等中小企業関係団体(甲府商工会議所、甲府南商工会)
 - ア 市町村が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護受け入れの準備
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
- (5) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策

8 その他の公共的団体

- (1) 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、甲府市社会福祉協議会)
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

- (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保
- (3) 放送機関((株)エフエム甲府、(株)日本ネットワークサービス)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道

【資料編】

- ・防災関係機関及び連絡先一覧 P1

第2節 甲府市の概況

風水害等対策編第1章第2節「甲府市の概況」を準用する。

第3節 地盤と震害

別冊「山梨県甲府市(甲府盆地)における地震災害環境」に掲載する。

第4節 甲府市における東海地震の被害

別冊「山梨県甲府市(甲府盆地)における地震災害環境」に掲載する。

第5節 甲府市における有感地震

別冊「山梨県甲府市(甲府盆地)における地震災害環境」に掲載する。

第6節 被害想定

別冊「山梨県甲府市(甲府盆地)における地震災害環境」に掲載する。

なお、東海地震については、平成17年に県が行った被害想定調査結果を次のように検討し、本市にとっての具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

第1 山梨県東海地震被害想定調査報告書

1 地震動・液状化

地震動については、市内の震度は中心部で5強、南部で6弱、北部で5弱と予想され、一部で震度6強から震度7の地域が点在している。

また、液状化の危険度は、「大」「中」「小」「極小」「対象外」の5段階で評価されるが、本市においては甲府市の中心部地域に「大」から「極小」の地域が分布している。

2 斜面崩壊

(1) 斜面崩壊危険度

本市の急傾斜崩壊危険箇所のうち18箇所が「危険性が高い(ランクA)」、41箇所が「危険性がある(ランクB)」、17箇所が「危険性が低い(ランクC)」と想定され、地すべり危険箇所は、1箇所が「危険性がある(ランクB)」と想定されている。

	A	B	C	計
急傾斜崩壊危険箇所	18	41	17	76
地すべり危険箇所	0	1	0	1

(2) 斜面崩壊による人家被害

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊戸数1、半壊戸数2と想定されている。

(3) 全箇所に対策工がされた場合の対策効果

県全体では、1割強に被害を軽減できる可能性があるとされている。

なお、本市においては全壊戸数、半壊戸数ともに0と想定されている。

	全壊棟数	半壊棟数
急傾斜崩壊危険箇所	1棟	2棟
全箇所に対策工がされた場合	0棟	0棟

3 建物被害

本市においては甲府市の中心部地域に液状化危険度が「大」から「極小」の地域が分布している。このため、揺れ・液状化による全壊棟数は、県内の他市町村と比べて比較的多いことが予想される。

なお、上九一色地区については人口割合(旧上九一色村全体の23%)を用いて算出。

(1) 構造別建物棟数

	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
構造別計	52,230棟	5,835棟	6,854棟	4,414棟	889棟	70,223棟

(2) 建築年代別 建物棟数

	1950年以前	1951-70年	1971-81年	1982年以降	合計
年代別計	4,416棟	17,451棟	19,503棟	28,953棟	70,223棟

(3) 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	572棟	40棟	73棟	52棟	17棟	754棟
半壊	4,454棟	128棟	282棟	102棟	114棟	5,080棟
大破	287棟	30棟	64棟	31棟	8棟	420棟
中破	665棟	66棟	115棟	63棟	15棟	924棟

(4) 揺れによる被害棟数

建物区分	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	361棟	13棟	33棟	34棟	12棟	453棟
半壊	4,032棟	87棟	219棟	67棟	106棟	4,511棟
大破	76棟	3棟	24棟	13棟	3棟	119棟
中破	243棟	25棟	52棟	28棟	7棟	355棟

(5) 液状化による被害棟数

建物区分	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊(=大破)	211棟	27棟	40棟	18棟	5棟	301棟
半壊(=中破)	422棟	41棟	63棟	35棟	8棟	569棟

(6) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準なみの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

特殊効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

	対策時の全壊棟数(棟)						対策による全壊棟数の低減率(%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
構造別計	73	5	15	29	1	123	20	38	45	85	8	27

このように、全体としては、全壊棟数は対策前の約27%にまで減少することが分かる。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が約20%にまで低減していることが影響している。

建物の耐震補強等は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができる事を示唆している。

(7) 火災

火災の発生想定にあたっては、次の3種類の時季、時刻を設定し、併せて予知のあった場合を設定した。

1 冬 5時	： 就寝中の人が多く火気の使用が少ない時刻
2 春秋12時	： 暖房器具が使用されない時季、時刻
3 冬18時	： 暖房器具、厨房器具等火気の使用が最も多い時季、時刻
4 予知あり	： 火気器具、電熱器具の使用が控えられるため、出火の原因是、電気器具・配線、化学薬品からの出火のみとされる。

本市の出火件数は、冬5時で1、春秋12時で2、冬18時で11と想定されている。予知のあった場合の出火件数は1に抑えられる。

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木造	非木造		
冬5時	1	1	0	1	5
春秋12時	2	1	0	1	5
冬18時	11	4	2	6	23
予知あり	1	1	0	1	5

4 ライフライン被害

上下水道、ガス、電力、電話通信、下水道の被害想定を行った。なお、上九一色地区については人口割合(旧上九一色村全体の23%)を用いて算出した。

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管延長(km)	被害箇所数(箇所)	被害率(箇所/km)
1,025.7	197.6	0.19

※ 配水管延長は、平成14年度水道統計調査。

イ 機能支障

上水道における機能支障(断水)は、発生直後の断水戸数が36,555戸(45.8%)と半数弱の断水が想定され、発生1週間後でも1,684戸(2.1%)の断水が想定されている。

需要家数 (戸)	断水需要家数(戸)				断水率(%)			
	直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
79,833	36,555	19,591	18,777	1,684	45.8	24.5	23.5	2.1

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などの過去の被害事例から推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化する恐れがある。

(2) 都市・L P ガス

ア 物的被害

都市ガス施設における物的被害の結果は次のとおりである。(L P ガスについては、機能支障のところで記載した。)

低圧導管延長(m)	被害箇所数(箇所)	被害率(箇所／km)
357,288	16.5	0.047

※ 旧中道町、旧上九一色村は都市ガス需要

イ 機能支障

都市ガス供給停止需要家数は、24,247戸(53%)と想定される。また、L P ガスの要点検需要家数(建物被害による使用不能も含む)は4,296戸(8.2%)と想定される。

L P ガスについては、主に建物は全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布については建物被害と似た傾向となる。

都市ガス			L P ガス		
需要家数(戸)	供給停止需要戸数(戸)	供給停止率(%)	需要家数(戸)	要点検需要家数(戸)	機能支障率(%)
24,247	12,908	53	52,376	4,296	8.2

※停止件数については、甲府市の需要件数とする(中ブロック)

※全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをL P ガス需要家数としている。

ウ 復旧日数

都市ガスの全県的な復旧には約1週間(直下型地震で、全国的な応援が可能な場合)、L P ガスの全県的な復旧は約1~2週間と想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などの過去の被害事例から推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化する恐れがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は、地中配電線0.75km(0.21%)、電柱106基(0.34%)、架空配電線7.4km(0.17%)と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線延長(km)	被害延長(km)	被害率(%)	電柱基數(基)	被害基數(基)	被害率(%)	架空配電線延長(km)	被害延長(km)	被害率(%)
354.9	0.75	0.21	31,211	106	0.34	4,355.1	7.4	0.17

イ 復旧日数

全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などの過去の被害事例から推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化する恐れがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(ア) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル1.8km(0.21%)、電柱52本(0.33%)、架空ケーブル3.7km(0.14%)と想定される。

一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル延長(km)	被害延長(km)	被害率(%)	電柱本数(本)	被害本数(本)	被害率(%)	架空ケーブル延長(km)	被害延長(km)	被害率(%)
868.5	1.8	0.21	15,884	52	0.33	2685.7	3.7	0.14

※NTT交換ビル別設備量を基に市町村別値を推定。

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、2,602件(4.0%)と推定される。

加入件数(件)	通話機能支障率(%)	通話機能支障件数(件)
65,065	4.0	2,602

※NTT交換ビル別加入数を基に市町村別値を推定

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例から推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化する恐れがある。

イ 携帯電話

携帯電話の設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられるが、通話の集中等により、輻輳が発生し、利用が困難となる状況が考えられる。

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる。(仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。)

携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。

また、通話の集中等により、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。

しかし、NTT東日本による「災害用伝言ダイヤル171」・「災害用伝言板Web171」やNTTドコモ、KDDI並びにソフトバンクによる災害用伝言板サービス等の運用は、災害時において安否情報の確認などに大きな効果を發揮すると考えられる。

(5) 下水道

ア 物的被害・機能支障

下水道施設における物的被害、機能支障の想定結果は次のとおりである。

下水道物的被害			下水道機能支障		
下水道管渠延長(km) (分流汚水・合流)	土砂堆積 延長(km)	被害率 (%)	下水道処理 区域人口(人)	下水道機能 支障人口(人)	被害率 (%)
780.3	11.7	1.5	174,192	2,546	1.5

イ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例から推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化する恐れがある。

5 交通施設被害等

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、搖れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。本市で緊急輸送道路に指定されている路線については、概ねランクB以下であるが、一部区間でランクAが点在しており、市街地部は震度6弱以上の搖れとなることから、迂回路はあるものの交通が混乱する可能性がある。中央自動車道本道はランクB以下であり、一部段差等が発生する可能性はあるものの、点検や通行確保のために一時的に通行不通となる程度であり、緊急輸送に大きな影響はない想定される。なお、道路の利用可能想定結果に関するランク分類は、次のとおりである。

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間、或いはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間、或いは稀に被害が発生する可能性がある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

(2) 鉄道

地震時における鉄道施設の支障影響度の判定については、道路施設と同様とした。

市内の中央本線については、甲府駅周辺で震度6強による影響を受けてランクAとなり、身延線についても市内の多くの区間でランクAとなり、運行は困難である。

(3) 河川

甲府盆地内の表層地質は液状化が発生する危険度が高いが、河口の埋立地のような大規模な液状化が発生する危険度は低く、河川堤防の被害もそれほどは大きないと想定される。

6 人的被害

死傷者数(建物倒壊、火災、斜面崩壊)と要救助者数についての想定を行った。

なお、上九一色地区については人口割合(旧上九一色村全体の23%)を用いて算出した。

(1) 死傷者

ア 建物被害・火災・斜面崩壊による死傷

建物被害に起因する死傷が、要因としては最も人数が多くなっている。なお、建物被害による最大ケース(朝5時、予知なしの場合)では、死者19人、重傷者数94人、軽傷者数821人と想定される。

(単位:人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
建物被害	予知なし	17	92	819	10	82	737	9	77	702
	予知あり	6	35	314	4	31	282	3	30	269
火災	予知なし	1	1	1	1	1	1	2	2	3
	予知あり	1	1	1	1	1	1	1	1	1
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	1	1	0	1	1	0	0	1
合計	予知なし	19	94	821	12	84	739	12	80	706
	予知あり	7	37	316	5	33	284	4	31	271

イ 対策効果

次の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

(ア) 建物の耐震補強・建て替えによる耐震化

(イ) 斜面の対策工の実施

(ウ) 家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を約15%程度まで低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前の7割程度には被害を低減することができる。

(単位:人)

	5時			12時			18時		
	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
予知なし	5	15	128	4	13	115	5	14	111
予知あり	3	7	50	3	6	45	3	6	43

(2) 要救助者

ア 木造・非木造別救助者数

死傷者とほぼ同様の傾向であり、朝5時において要救助需要が最も高く、予知なしの場合の要救助者は124人と想定され、予知ありの場合には47人と想定される。

朝5時においては木造建物での要救助需要が高くなり、昼間の時間帯には非木造での要救助需要が最も高くなる。

非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。

また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。

「地震発生時における人命危険要因の解明と対策」(火災予防審議会・東京消防庁、平成11年3月)によれば、住民が6人編成で生き埋め事象の救助活動にあたった場合、要救助者1人を救助するのに要する時間は、木造建物で2.3時間、非木造建物で8.9時間と求められているが、多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(単位:人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	101	42	143	50	79	129	48	76	124
予知あり	39	16	55	18	30	48	18	29	47

イ 対策効果

次の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

(ア) 建物の耐震補強・建て替えによる耐震化

(イ) 斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約18%程度まで要救助者数を低減することが可能である。

(単位:人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	19	20	39	9	38	47	9	36	45
予知あり	7	8	15	4	14	18	4	13	17

7 生活支障

滞留旅客・帰宅困難者数、医療機能支障(要転院患者数、医療需給過不足数)、住機能支障(避難所生活者数、応急仮設住宅需要量等)についての想定を行った。

なお、上九一色地区については人口割合(旧上九一色村全体の23%)を用いて算出した。

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定は次のとおりである。

本市では県の想定する「峡中圏域」内の5箇所の観光区分から「昇仙峡・湯村温泉周辺」及び「芸術の森・武田神社周辺」、「峡東圏域」内5箇所の観光区分から「風土記の丘周辺」を対象に検討するものとする。

本市では11月に観光客が多く、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数は、昼間発災の場合、19,737人、夜間の場合でも2,161人が滞留すると想定される。

ア 昇仙峡・湯村温泉周辺

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間 (10時～18時)	2,090	1,560	2,164	3,757	4,920	4,121	4,104	6,083	4,804	7,560	13,272	1,907
夜間 (18時～翌10時)	654	715	771	732	730	655	678	1,103	737	801	858	679

イ 芸術の森・武田神社周辺

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間 (10時～18時)	3,267	5,220	4,102	10,930	7,356	3,989	6,680	7,309	6,445	10,366	5,687	2,495
夜間 (18時～翌10時)	1,021	1,167	1,295	1,228	1,174	1,079	1,173	1,371	1,148	1,164	1,245	947

ウ 風土記の丘周辺

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間 (10時～18時)	246	283	440	927	791	995	735	887	609	658	778	386
夜間 (18時～翌10時)	33	38	38	41	84	61	139	267	94	66	58	42

エ 滞留旅客・帰宅困難者合計

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間 (10時～18時)	5,603	7,063	6,706	15,614	13,067	9,105	11,519	14,279	11,858	18,584	19,737	4,788
夜間 (18時～翌10時)	1,708	1,920	2,104	2,001	1,988	1,795	1,990	2,741	1,979	2,031	2,161	1,668

(2) 医療機能支障

本市の医療需給過不足数(要転院患者数を含む)及び患者受入倍率は次のとおりである。

対応可能 入院重傷 患者数	要転院患 者数	重傷者数 +外来患 者数	対応可能 外来患者 数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数		患者受入倍率	
					入院患者 対応	外来 対応	入院患者 対応	外来 対応
506	144	113	3,175	821	249	2,354	0.51	0.26

- 要転院患者数の想定の前提。
- 被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は、病院のスペースや施設外で対応すると仮定。
- 医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定。(RC造建物被害率と同じとした。)
- 当該地区的焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定。
- ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水(或いは停電)した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定。
- 医療需給過不足数の想定の前提。
- 発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- 要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- 重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした。(医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全に考え100%とした。)
- 震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- 死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものを用いた。時間帯が夜間等になると、医師数が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災後1日で20,548人(8,063世帯)、1週間後で7,284人(2,647世帯)、1ヶ月後で2,640人(1,042世帯)と想定される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は839戸と想定される。

ア 短期的機能支障想定結果

(ア) 発災1日後

(単位:人(世帯))

避難所生活者数				避難所外生活者数				住居制約者数(合計)			
大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計
841	875	11,640	13,356	453	472	6,268	7,192	1,294	1,347	17,908	20,548

(イ) 発災1週間後

(単位:人(世帯))

避難所生活者数				避難所外生活者数				住居制約者数(合計)			
大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計
841	875	3,018	4,734	453	472	1,625	2,550	1,294	1,347	4,643	7,284

(ウ) 発災1ヶ月後

(単位:人(世帯))

避難所生活者数				避難所外生活者数				住居制約者数(合計)			
大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフラ イン被害	計
841	875	0	1,716	453	472	0	925	1,293	1,347	0	2,640

(エ) 避難所人数と想定した避難所生活者数との比較

想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災における避難所避難と避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは想定した避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。

また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化未実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(単位:人)

避難所 収容人数	避難所 人口 (1日後)	避難所 人口 (1週間後)	避難所 人口 (1ヶ月後)	収容人数-避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
54,926	13,356	4,734	1,716	41,569	50,191	53,209	0.24	0.09	0.03

(才) 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所避難と避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではない。上表は、避難所及び避難所外への避難者つまり自宅外避難者と避難所収容人数との比較を行ったものである。

また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化未実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(単位:人)

避難所 収容人数	住居 制約者数 (1日目)	住居 制約者数 (1週間後)	住居 制約者数 (1ヶ月後)	収容人数-避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
54,926	20,548	7,284	2,641	34,377	47,642	52,285	0.37	0.13	0.05

イ 中長期的機能支障想定結果

(単位:世帯)

中期的機能支障		長期的機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理	
839	536	81	132	19	

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、「避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較」表の住居制約数(避難所生活者数+避難所外生活者数)=食料需給者数と考える。

地震後の給水需要量(地震発生から3日間)については、断水地域の人口を給水需要者とし、1人1日30必要として求めた。また、飲料水等の供給については市での応急給水を考え、市内の配水地の貯水量を上限とし、1日あたりの供給量は市の給水車・給水タンク及び貯水袋・ポリタンクによる1日の水輸送可能量(1日5回の輸送を想定)とした。飲料水については、市の給水活動が実施されたとしても、飲料水不足が想定される。

飲料水過不足量(t)		
当日	2日目	3日目
-162	-34	-28

(4) 清掃・衛生機能支障

ア 仮設トイレ需要量

神戸市では当初避難者数150人に1基を目標に設置し、100人に1基行き渡った段階で設置についての苦情がかなり減ったことから、100人に1基程度が設置の指標になると考えられる。

多くの住居制約者が発生し、下水道が普及している地域を中心に仮設トイレ需要が発生することが想定され、本市でも発災1日後に181基、1週間後には65基の仮設トイレ需要が発生するものとされている。

仮設トイレ需要量(基) = 仮設トイレ需要者数(1日後、1週間後) / 100

仮設トイレ需要量(基)	
1日後	1週間後
181	65

また、平成28年4月の、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)では、約50人に1基程度が望ましいとされている。

仮設トイレ需要量(基) = 最大想定避難者数(1日後、1週間後) / 50

仮設トイレ需要量(基)	
1日後	1週間後
411	146

イ 住宅・建築物の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は次のとおり想定される。

(単位:千トン(千m³))

	木造被害による	非木造被害による	焼失による	合計
被害別合計	57.4	182.4	0.5	240.3

第7節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法により、本市の区域は、それぞれの地震の対策地域に指定された。

市では、これまでの地震対策と併せ、法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進める。

(1) 南海トラフ地震対策推進地域

(県内の指定状況：小菅村、丹波山村を除く25市町村)

(2) 首都直下地震緊急対策地域

(県内指定の状況：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 14市町村)

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進

市は、地域の特性に考慮し、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震対策緊急整備事業【防災企画課・消防本部・都市整備課・建築指導課・上下水道局】

- 1 避難地、避難路、消防用施設等地震防災上、緊急に整備すべき施設は、災害応急対策を実施するうえで、必要なものを所定の基準により緊急性度に従い整備し、これに要する期間は概ね5箇年とする。
- 2 施設等の整備の施行にあたっては、施設全体が未完成のものであっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮するものとする。
- 3 地震防災上被害を最小限にとどめるため、緊急に整備すべき施設等の計画は、次のとおりである。

(1) 整備事業の内容

事業名	整備内容
通信施設整備事業	防災行政用無線は、市民に対して直接広報することを目的とする同報系と、各種災害情報の収集連絡を目的とした移動系でシステム構成し、昭和55年度に整備し、平成26年度にデジタル化への更新工事を完了した。 デジタル化により、移動系端末から画像データの送信が可能となり、FAX等のデータ伝送も可能となった。 今後は、適正な運用管理を行うとともに、民間通信事業者の保有する通信網を活用し通信インフラの複線化を図る。
消防施設整備事業	震災時における火災等の二次災害を最小限に食い止めるため、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ、消防車等消防施設整備の充実を図るものとする。
避難地・避難所整備事業	避難地・避難所の場所を周知するため、避難標識板と案内板を幹線街路に設置するものとする。また、避難所には発電機を整備し、停電時に対応する。 給食施設として炊事用具を配置する。
緊急輸送道路等整備事業(避難路)	都市計画道路を市において、和戸町竜王線、城東三丁目敷島線、高畠町昇仙峡線、宝二丁目北新線、中小河原築地新居線、住吉四丁目善光寺線及び県において、大手二丁目浅原橋線の整備を促進する。
防災活動資機材整備事業	地震被害想定結果及び山梨県東海地震被害想定調査を目安に非常用食糧、防災資機材の整備を図る。 災害発生時における迅速な救助、初期消火などに活用するため、消火栓器具格納箱の設置率の拡大や、防災資機材の拡充を行う。 また、市民自らが地域の自主防災組織(自治会単位)を新たに設置し、その活動に必要な資機材を購入する自主防災組織に対して、補助金の交付を行う。
福祉、学校等施設整備事業	学校、保育所等の公共施設に対する耐震診断を行い、児童、生徒、市民に対する安全を確認する。
水道施設整備事業	震災時において、仮設給水するための補助施設を設置する。
地域防災拠点施設整備事業	災害時における地域防災活動拠点とするため、また平常時には自主防災組織の研修・訓練を実施するための拠点となる施設を整備する。

(2) 整備事業計画

ア 通信施設

項目	事業計画	現況
防災行政用無線	同報系の音達調整・運用管理 移動系の適切な配備・運用管理	同報系 親局1局 中継局3局 子局249局 戸別受信機91局 移動系 親局1局 中継局3局 携帯214局 車載15局 半固定64局 可搬型2局 統制台1局 遠隔制御6局 データ1台 FAX5台
衛星携帯電話	孤立集落対策	21台
携帯型IP無線機	千代田地区・能泉地区自治会連合会	4台

イ 消防施設

項目	事業計画	現況
耐震性貯水槽 (防火水槽)	耐震性貯水槽(100m ³ ・65m ³ ・60m ³ ・40m ³) 飲料水兼用型 (100m ³ ・80m ³ ・75m ³ ・70m ³ ・65m ³ ・60m ³ ・ 55m ³ ・50m ³ ・45m ³ ・40m ³)	耐震性貯水槽 (100m ³ =52基、65m ³ =1基、60m ³ =7 基、40m ³ =63基) 飲料水兼用型 (100m ³ =1基、80m ³ =1基、75m ³ =3基、 70m ³ =1基、65m ³ =1基、60m ³ =11基、 55m ³ =1基、50m ³ =3基、45m ³ =2基、 40m ³ =5基)
小型動力ポンプ	小型動力ポンプの更新・整備	74台
小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ積載車の更新・整備	64台
消防水槽車	水槽車の更新・整備	1台
消防小型照明車	照明車の更新・整備	1台
分団詰所車庫	本部26箇所 部65箇所	91箇所
消防車	ポンプ自動車の更新・整備	26台
街路消火器	街路消火器の整備	89基
消火栓器具	自主防災組織のための消火栓器具格納箱の設 置(初期消火対策用)	2,030箇所
災害携帶用無線機	無線機の更新・整備	46台

ウ 避難地・避難所

項目	事業計画	現況
避難誘導標識	市内避難場所誘導標識の整備 市民の避難対策用	電柱設置881基 震災避難標識126基
避難場所案内板	市内避難場所案内板の設置 市民及び市外者対策	市街地標示式避難場所案内板26基 避難地内案内板67基
避難所照明器具	避難所設置用小型発電機 投光器の整備	発電機96台 投光器158台
浄水機	避難所飲料水確保用	43機
給食器具	避難所用給食器具の設置	37組

エ 緊急輸送道路等

都市計画街路	和戸町竜王線、城東三丁目敷島線 高畠町昇仙峡線、住吉四丁目善光寺線 、外都市計画道路、市道	
--------	---	--

オ 防災活動資機材

備蓄倉庫	防災用資機材備蓄庫の設置	10箇所
防災倉庫	避難所に防災倉庫を設置	60避難所（101台）
防災活動用具	職員活動用ヘルメット等の購入	

カ 福祉、学校等施設

福祉施設	社会福祉施設の耐震対策 資機材、施設の整備	
公共施設等耐震診断	市庁舎外各施設の耐震状況診断	

キ 水道施設

水道施設	各配水池に緊急遮断弁と採水口を設置する 中区配水池の改良 非常用貯水槽の設置	37ヶ所
給水活動資機材	各種管類購入、避難所に受水槽給水取出装置	給水タンク5個(1.5 t) 給水タンク車2台 給水車2t・3t(各1台)

ク 地域防災拠点施設

コミュニティ防災施設	防災資機材等備蓄機能、自主防災組織の研修・訓練施設機能を併せ持つ施設の設置	西部コミュニティ防災センター 南東部コミュニティ防災センター 北部コミュニティ防災センター
------------	---------------------------------------	---

第2 道路施設等の対策【道路河川課】

市は、交通機能確保を重点に、橋りょうの耐震性の強化などの対策を講じているが、今後更に道路施設等の安全強化を推進する。

1 道路の整備

市は、地震発生時における道路機能を確保するため、路面下空洞調査等の新技術を活用する中で、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

2 橋りょうの整備

市は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない橋りょう等を優先的に補修する。

また、今後新設する橋りょうについては、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 ずい道の整備

市は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第3 河川の対策【道路河川課】

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発時の決壊等の可能性は極めて小さいものと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、地震発後直ちに河川等施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

河川管理施設の整備

地震発生後直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第4 ため池等の対策【農政課】

ため池は、災害の際に決壊流失すると人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、ため池管理者と連絡を密にし、亀裂又は漏水等について常に点検するとともに、老朽化したため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期す。

また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

【資料編】

- ・ 主たるため池の所在地及び整備状況 P231

第5 土砂災害危険箇所対策【防災企画課・林政課】

市は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、県が行う土砂災害危険箇所の調査箇所及び県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

1 土石流危険渓流の災害防止

市内には多くの土石流危険渓流があることから、危険が予想される渓流に対し、県と連携し砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進する。

【資料編】

- ・ 土石流危険渓流一覧 P224

2 急傾斜地等災害危険地の災害防止

急傾斜地崩壊危険箇所の調査の結果、危険箇所のうち、危険度が高く地域住民の協力が得られるものから、順次急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域として、知事に対し指定を求める。

急傾斜地崩壊危険箇所は65箇所、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は12区域18箇所である。危険箇所のうち危険度の高い箇所については、知事に対し指定を求めていくとともに、所有者等が崩壊防止工事を行なうことが困難又は不適当な場合は、県に対し崩壊防止工事の実施を要請する。

指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

【資料編】

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域一覧 P215

3 地すべり等防止法による災害防止

地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域における危険度の高い箇所については、対象箇所の拡大を知事に求めていく。

【資料編】

- ・ 地すべり防止区域一覧 P215

4 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定については、本市の意見を聴いて県が行うことになっており、本市においては、平成19年度に北部地域(千代田、能泉、宮本地区)、平成20年度には南部地域(中道、上九一色地区)、平成22年度5月には中部地域(羽黒、千塚、相川、新紺屋、富士川、里垣、甲運地区)が指定されている。

【資料編】

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧 P226

5 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

市は、県の指導により、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

【資料編】

- ・ 事前避難対象地区(警戒宣言発令時) P212

(2) 避難収容施設の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等(以下「避難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備(電気、給排水)についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離で、かつ、安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

- ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設を結ぶ避難経路を設定する。
- イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
 - (イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - (ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

6 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどを作成するとともに、必要な措置を講じる。

第6 液状化災害対策【建築指導課】【各施設担当課】

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、液状化の危険度を示すマップを活用し、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

市は、県において作成した液状化の危険度を示すマップを活用し、情報の提供を行う。

第7 市街地の対策【都市計画課】

1 危険市街地区の解消

区画整理、再開発等の事業を推進し老朽家屋、狭隘道路の解消を図る。

2 避難地の確保

発災後の避難地としても利用できる空地の確保を図る。

第2節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

第1 出火予防対策の推進【消防本部・防災企画課・建築指導課】

1 建築同意制度の効果的活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法(昭和23年法律第186号)第7条に基づく消防同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

2 家庭に対する指導

市は、自主防災組織等を通じ家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとともに、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 地震防災に関する知識の修得
- (2) 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- (3) 対震自動消火装置付き石油燃焼器具及び対震自動ガス遮断装置付きガスマーテー並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- (4) 防災訓練等への積極的参加の促進

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したときの危険性が高い。
このため市は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。
- (2) 防火管理者は消防計画に基づく消火、通報、避難等訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。
- (3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

4 予防査察の強化指導

市は、消防法(昭和23年法律第186号)第4条第1項に規定する立入検査を実施し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の許可を受けた危険物施設等の所有者等に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要的都度消防法第16条の5第1項の規定により立入検査を実施し、火災予防上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市は、消防法第9条の4第1項に規定する少量危険物等の貯蔵又は取扱いについても所有者等に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【資料編】

- ・ 危険物施設の状況 P296

6 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間を始め、防災フェスティバル等各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想及び知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進【消防本部】

1 初期消火体制の確立

- (1) 消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。
- (2) 市は、耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

- (3) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

2 消防力等の充実整備

(1) 自治体消防力の充実整備

市は警戒宣言発令時又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

【資料編】

- ・ 消防の組織 P289
- ・ 消防水利一覧 P290
- ・ 消防団の現況 P291
- ・ 消防防災施設等整備計画 P293

(2) 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

市は、現在締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 市は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。

第3節 生活関連施設安全対策の推進

第1 水道施設安全対策の推進【上下水道局】

水道施設の耐震性、老朽度の総合調査及び点検等により、施設ごとの緊急度・優先度の検討、施設の改良・更新時期との調整を図り、計画的に水道施設の安全対策を推進するものとする。

1 重要施設の耐震化・近代化の推進

施設の改良・更新にあたっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、将来的な水道システム総体のバランスを考慮したうえで、主に次の事項により耐震化、近代化事業の推進に努める。

- (1) 貯水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震診断の実施及び補強・改修
- (2) 配水池への緊急遮断弁及び採水施設の設置等の給水拠点基地整備
- (3) 避難所への非常用貯水槽の整備
- (4) 耐震性の高い管種、伸縮可とう継手、耐震工法の採用
- (5) 老朽管路の計画的な更新並びに基幹配水管及び復旧優先施設への配水管路の耐震化
 - ア 病院、救護所等の人命の安全に必要な施設
 - イ 災害対策本部施設等の災害応急対策関連施設
 - ウ 避難所等の民生安定のための施設
- (6) 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステム整備

2 危険分散による被害の軽減化

重要施設のバックアップシステムの構築等、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、被害の軽減化に努める。

- (1) 複数水源の活用による危険分散の強化
- (2) 非常用電源の整備(2回線受電、自家発電設備、無停電電源装置)、電気計装設備等の2重化
- (3) 他の水道事業体との連結管によるバックアップシステムの構築
- (4) 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

3 機械設備及び薬品の管理

- (1) 機械・電気及び計装設備の振動等による滑動、転倒の防止
- (2) 水質試験用薬品類の破損防止、混薬を防止するための分離保管

4 情報資産の整備と管理

- (1) 基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに給水拠点、指定避難地及び避難所、災害拠点病院等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。
- (2) 各種情報資産のバックアップシステムの構築及び補完機能の強化を図る。

5 関係機関との連携及び連絡調整

発災時に迅速かつ円滑な応急活動を実施できるよう、連携・協力する必要のある関係行政機関及びライフライン事業者等との連携、役割分担、連絡調整等の体制を構築する。

6 応急対策用資機材の整備・確保

- (1) 給水車、給水タンク、キャンバス水槽、仮設給水栓及び飲料水袋等の応急給水用資機材の計画的整備に努める。
- (2) 応急復旧が迅速に行えるよう修繕用資機材を備蓄活用するほか、広域的な資機材の確保に努める。

第2 下水道施設安全対策の推進【上下水道局】

下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施するものとする。

- 1 重要幹線管渠については、交通機能確保の必要性から周辺地盤の液状化判定結果に基づき、人孔浮上防止対策を施す。またその他の管渠については、被災時においても下水の流下機能を確保できるよう対策を施す。
- 2 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- 3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。
- 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。
- 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- 6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、防火帯として活用を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出勤体制の確立

第4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 供給施設
 - ア 主要導管の耐震化
 - イ 導管網のブロック化
 - ウ マイコンメーターの普及拡大
 - エ 移動式ガス発生設備の整備
- (2) 製造施設
 - ア 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
 - イ 防火、消火施設の充実
 - ウ 保安電力の確保

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

- (1) 応急復旧用資機材、食料、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- (2) 通信施設の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出勤体制の確立

4 ガス使用者に対する周知

- (1) ガス使用者への注意事項の周知
- (2) 広報体制の確立

第5 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及びポンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓、容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える

第7 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)(山梨支店)及び(株)NTTドコモ(山梨支店)は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

東日本電信電話(株)(山梨支店)及び(株)NTTドコモ(山梨支店)は災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合(以下「非常事態」という。)は、次に定める態勢により対処する。

	非常事態の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	災害の発生が予想される場合
アクション	災害復旧態勢 (注) ドコモのみ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等(被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等)が発生した場合 ・被災支社、支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援(機器の運搬・運用作業を含む)等に留まる場合(広域応援体制に至らないと判断する場合)
	第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
	第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害(国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害)が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模な災害(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

(2) 災害対策組織

東日本電信電話(株)(山梨支店)及び(株)NTTドコモ(山梨支店)の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

- (1) 重要通信の疎通確保
- (2) 被災地災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- (3) 携帯電話の貸出し
- (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

3 災害時における広報

- (1) 東日本電信電話(株)(山梨支店)及び(株)NTTドコモ(山梨支店)は、災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) 東日本電信電話(株)(山梨支店)及び(株)NTTドコモ(山梨支店)は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第8 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 要注意構造物の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋りょうの維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

(2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感じたとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

(1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

(2) 重機械類その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

第1 一般建築物の耐震性の向上【建築指導課】

市は、地震による建築物の倒壊等の被害を軽減するために策定した、「甲府市耐震改修促進計画」に基づき、次により既存建築物の耐震化を促進する。

1 住宅の自己診断

簡易耐震診断表による住宅の自己診断を推進する。

2 耐震相談窓口

建築指導課に耐震相談窓口を常設し、市民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。

3 木造住宅無料耐震診断の実施(平成15年度から)

対象となる住宅は、次のとおり。

- (1) 市内に住所を有するものが所有し、かつ居住していること。(複数の住居がある場合は、その主なもの)
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅
- (3) 木造で在来工法(軸組工法・伝統工法)であるもの
- (4) 2階建て以下、延べ床面積300m²以下
- (5) 専用住宅又は併用住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が過半のもの)

4 木造住宅耐震改修工事への補助(平成17年度より)

対象となる耐震改修工事は、耐震診断で総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事。

5 避難路沿道建築物耐震化への補助(平成28年度より)

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道における建築物の耐震化(避難路沿いの耐震化)を促進する。

6 ブロック塀等耐震改修への補助(平成31年度より)

地震発生時にブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、避難路及び通学路沿いのブロック塀等について、撤去または耐震改修工事等を促進する。

第2 落下・倒壊危険物対策【道路河川課】

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。また、市は下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
通学橋		施設の点検や耐震診断等を行い、耐震改修により耐震性の向上を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
建築物の外壁		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
自動販売機		
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第3 既存建築物の耐震性の向上について【建築指導課】

先の阪神・淡路大震災等の大規模地震に鑑み、計画的に耐震改修を進めるため耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、「甲府市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進するための施策の実施及び診断・改修に関する指導、助言を行う。

第4 公共施設の耐震性の確保【市有建築物の管理担当部局・上下水道局】

1 耐震診断・耐震改修

学校及び公共医療機関等の災害応急対策上重要な施設の耐震性の確保、市の耐震改修促進計画に基づき、次により現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

- (1) 建物の定期点検及び臨時点検を実施し、必要に応じて補強工事の実施等により、耐震性の強化を図るものとする。
- (2) 地盤の地耐力に応ずる建築物を新築・増改築する場合には、設計段階等から関係機関の指導及び助言を受け、建物の安全性を確保する。

2 学校等の非構造部材の落下防止対策

市立小中学校の校舎や体育館などの学校施設(通学橋も含む。)において、非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

3 下水道関連施設の耐震性の確保

下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するため、次の防災対策を実施する。

- (1) 今後施工する管渠については、管渠継手の可とう性を確保し、耐震性の向上を図る。
その他の管渠については、被災時にも下水道の流下機能を確保できるよう工夫を施す。
- (2) 処理場・ポンプ場の新設改築に際しては、下水道の最も重要な施設のため基礎地盤対策・配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。
- (3) 処理場・ポンプ場の施設が被災したときの応急処理対策の検討を行い、改善に努める。
- (4) 下水道施設が損傷した場合、その機能の代替ができるよう、幹線の複数系列化(ネットワーク化)の検討を行い、改善に努める。
- (5) 施設の維持管理は、点検等を行い、危険箇所の改善と耐震性を確保し、機能保持を図る。

4 下水道施設の設置にあたり、液状化の発生防止対策

地盤の液状化による公共施設の機能障害を最小限にするため、施設にかかる地盤の特性を考慮した地盤改良や構造設計を行う。

5 公共施設の設置にあたり、液状化の発生防止対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の設置にあたって当該地盤の特性を考慮して、必要により地盤改良等による液状化の防止対策及び構造設計に基づく基礎杭の打設等を行うことにより、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

第5 市街地再開発事業等の推進及びオープンスペースの確保【都市計画課】

(臨時ヘリポートとしても使用可能なものは含める。)

- 1 新規の市街化再開発事業の整備計画が立ち上がり次第、公共空地の確保・緑地の造成について指導強化する。
- 2 公共空地のうち、屋外空地については、用地に適応した防火水槽等の設置に対応できるよう指導を強化する。

第6 地震保険の活用【防災企画課】

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとっての有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第5節 防災施設・資機材の整備計画

風水害等対策編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第6節 広域応援体制整備計画

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況【防災企画課】

資料編に掲げるとおり、本市においては、自治体、業者等と災害時における応援協定を締結している。

【資料編】

- ・ 災害時相互応援協定一覧 P34

1 都市間協定

本市と各都市間とで締結している協定は、資料編に掲げるとおりであり、援助の種類は主に次のとおりである。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品の供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救助、救出に必要な車両、資機材、人員、物資等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供

【資料編】

・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P42
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P44
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P45
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P47
・ 中核市災害相互応援協定書 (62市)	P48
・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	P49
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	P50
・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市・長野市・上越市)	P52
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書 (甲州街道沿道12市)	P56

2 食料・日用品に係る協定

食料、日用品等必要な物資を調達するため、事業者等との防災協定を締結している。

【資料編】

・ 災害時における物資の供給に関する協定書((株)岡島・(株)オギノ・(株)ドン・キホーテ) P62～63・P175	
・ 災害時における物資供給に関する協定書(市民生協やまなし・生活クラブ)	P64～65
・ 災害時における支援協力に関する協定書(イオンビッグ(株))	P102
・ 災害時における相互協力に関する協定書(生活協同組合パルシステム山梨)	P133
・ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書 ((株)カインズ、(株)ケーヨー、NPO法人コメリ災害対策センター、DCM(株))	P161～164

3 水道施設に係る協定

水道施設の応急復旧作業については、小田原市及び甲府市管工事協同組合と協定を締結している。なお、小田原市とは応急給水作業についても締結している。

【資料編】

・ 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書(小田原市)	P43
・ 災害応急復旧工事等に関する業務協定書(管工事協同組合)	P60

4 その他協定

その他にも、災害時における円滑な対応を図るため、様々な事業者等と防災協定を締結している。

【資料編】

・ 資料編第3節「2 協同組合、卸売市場、地方行政機関、民間企業との協定」参照	P60～194
---	---------

第2 応援要請等の整備【防災企画課】

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結先への応援要請等の手續が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手續、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平當時から、協定締結先との間で、協定内容の充実に努めるとともに、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策やこの計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第3節「広域応援体制計画」の定めるところによる。

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

大規模地震による被害を最小限に食い止めるため、次により市職員及び市民の防災意識の高揚並びに自主防災組織活動の推進を図る。

第1 防災知識の普及・教育【防災企画課】【地域防災課】

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、市民がその自覚を持つよう防災知識の普及啓発に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、初期消火、近隣の救出救護、避難等、災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

1 職員に対する防災教育

市職員に対し、地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 東海地震と地震予知、警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- (3) 各機関が実施している地震対策と課題
- (4) 地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識(職員の動員体制、任務分担等)については、年度当初に職員に周知徹底する。
- (5) 上記(4)については、毎年度当初各部署において実施する職場研修等で職員防災ハンドブックを活用するなど、職員に対し周知徹底する。
- (6) 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- (7) 先進自治体等の事例を調査・研究する等、防災知識の向上を図る。

2 市民に対する防災知識の普及・教育

市は、市民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

- (1) 啓発の方法
 - ア 広報こうふ・市ホームページの活用、ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布
 - イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材等の貸し出し
 - エ 防災研修会等の開催、自主防災組織に対する指導
 - オ 防災情報コーナーの活用
 - カ ソーシャルネットワーキングサービスを利用した防災・気象情報の配信

- (2) 啓発の内容
 - ア 東海地震、南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
 - イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
 - ウ 東海地震に関する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関する情報の性格及び、情報の正確な入手方法
 - エ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
 - オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
 - カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品等、平常時における準備
 - キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
 - ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
 - ケ 災害に関する過去の教訓を生かした実践的な知識
- (3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報発表時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

【資料編】

- ・ 地震に関する一般知識 P378
- ・ 気象庁震度階級関連解説表 P381

3 防災マニュアルの全戸配布とインターネットによる配信

平成9年度に初版した「わが家の防災マニュアル」について、平成27年度に4度目の改訂を行い、全戸に配布するとともに、各種ハザードマップ等と併せて甲府市ホームページに掲載して、常に閲覧ができるよう市民サービスに努める。なお、ハザードマップを立体的に閲覧できる甲府市防災情報WEBについても、同様とする。

4 各種マニュアルの配布

風水害等対策編 第2章 第2節第2「4 各種マニュアルの配布」を準用する。

5 市民による備蓄の推進

市民は、警戒宣言発令期間が長期化した場合及び災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次のような備蓄を行う。

- (1) 1週間程度の生活を確保できる緊急物資(7日分程度の非常食を含む)等、非常持ち出し品の備蓄を行う。
- (2) 1人1日3リットルを基準水量として、世帯人数の7日分を目標に水道水等衛生的な水を用いて貯水を行う。なお、貯水を行う容器は、衛生的で安全性が高く、地震動にも水漏れ、破損しないものとする。

第2 自主防災組織活動の推進【防災企画課】【地域防災課】

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」の精神で、住民同士が協力し合い、「出火防止・初期消火・負傷者の救出・避難誘導・炊き出し」等の災害初期の活動に努めるものとする。

1 自主防災組織の充実強化

大規模地震の際には、次のような事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

- (1) 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる。
- (2) 道路が遮断され、消防活動等が困難になる。
- (3) 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
- (4) 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

2 自主防災組織の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

単位自治会等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

会長	総務班	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
	情報班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難所への迅速、安全な避難
	給食給水班	飲料水、非常食糧の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

甲府市防災リーダーを中心に、防災知識の普及、防災訓練の実施、市ほか関係機関が行う訓練への参加、地域の危険物の点検、災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップの作成・配布等を行い、地域の防災力の向上を図る。

3 市の指導

- (1) 市は、自主防災組織の未設置自治会における組織化の推進を図る。
- (2) 市は、地域の防災リーダーを育成するために、「防災リーダー指導育成研修会」を開催し、自主防災組織の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とする。
- (3) 市は、「防災リーダー指導育成研修会」の修了者に対して甲府市防災リーダーとして登録証を交付するとともに、地域に公表し、自主防災組織の活性化に努める。
- (4) 市は、自主防災組織が行う防災訓練や災害図上訓練の指導・助言を行い、災害に備えるための活動を推進する。

4 自主防災組織の防災資機材の整備及び助成

市は、国・県等の補助制度を活用するとともに、必要に応じて市単独の補助制度を設け、防災資機材の整備に努める。

5 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。市は企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう普及啓発、協力要請を行っていく。

第8節 災害・防災ボランティア育成強化計画

風水害等対策編 第2章 第13節「災害・防災ボランティア支援体制整備計画」を準用する。

第9節 防災訓練に関する計画

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう訓練を行うものとし、予知の可能性のある東海地震を含む南海トラフ地震、南関東直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震に対する訓練を次により実施し、これらの地震に対してその対応に万全を期すものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、支援体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行うことで防災対策の見直しに資するものとする。

第1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施【防災企画課・地域防災課】

南海トラフ地震の発生に備え、各防災関係機関が、地震災害に関する知識の向上と防災実務を習熟し、相互の連携による防災体制を確立するとともに、地域住民の参加と併せて防災知識の普及を図り、もって地震災害による被害を軽減することを目的として、次の計画により実施する。

1 実施方法

県、市及び防災関係機関が主体で行う訓練会場を主会場とし、地域住民が主体で行う訓練会場を地区会場として、それぞれ実施する。

2 実施時期

主会場及び地区会場における訓練は、原則として、毎年11月の第2日曜日とし、関係機関との協議により決定し実施する。

3 参加機関

県、市、防災関係機関、自治会連合会、自治会、自主防災組織、事業所等民間団体及び地域住民とする。

4 訓練項目

主会場の訓練項目	地区会場の訓練項目
(1) 職員収集訓練 (2) 地震災害対策本部員収集訓練 (3) 地震災害対策本部運営訓練 (4) 情報・収集伝達訓練 ア　警戒宣言又は地震予知等に関する情報伝達訓練 イ　避難状況報告訓練 ウ　被害状況収集報告訓練 エ　緊急物資要請訓練 オ　ヘリコプター等応援要請訓練 (5) 避難訓練 (6) 消火訓練 (7) 救出、救護訓練 (8) 物資輸送訓練 (9) 給食、給水訓練 (10) 防疫訓練 (11) 非常無線通信訓練 (12) 警備、交通訓練 (13) 電気、ガス、水道、通信復旧訓練 (14) 水防訓練 (15) 避難所運営訓練 (16) その他必要な訓練	(1) 地域連絡所設営訓練及び情報・収集伝達訓練 (市職員) (2) 避難訓練 (3) 初期消火訓練 (4) 净水機や非常用貯水槽からの飲料水確保の訓練 (5) 避難所運営訓練 (6) その他必要な訓練

第2 個別防災訓練【防災企画課】

市は、県及び防災関係機関、自主防災組織等と連携し、重点的に実施する必要のある項目について、個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

- (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、あらかじめ指名されている初動体制職員による非常参考集及び、情報の収集伝達、災害対策本部体制の確立訓練
- (2) 勤務時間外に東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があったことを想定し、初動体制職員による非常参考集、防災関係機関等への情報の伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

- (1) 防災行政用無線を活用した様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
 - ア 市 → 県出先機関 → 各部局幹事課 → 県本部
 - イ 市 → 地方連絡本部 → 県本部等の様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 警備及び交通規制訓練

緊急輸送道路確保のため、県警と連携をとりつつ実施

4 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

中北地域県民センター管内において、市と中北連絡本部間の情報の収集伝達、避難勧告指示の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練

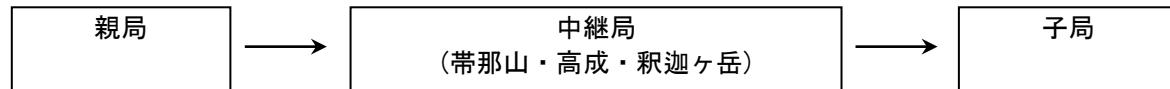
第3 非常通信訓練【防災企画課】

有線通信の途絶等の事態に備え、非常無線(防災行政用無線、消防無線等)通信の円滑な運用を図るため、次のとおり実施する。

1 防災行政用無線

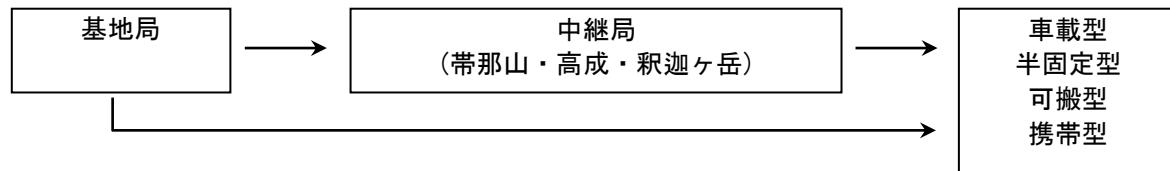
(1) 同報系

親局から中継局を使用して、市民に一斉通報を行う。



(2) 移動系

移動系基地局より市民の避難状況、各種の情報を伝達及び収集を行うものであり、車載型5W、半固定型5Wと可搬型5W、携帯型2Wの4種類がある。



2 消防無線、上下水道局無線

それぞれの部局の実施方法による。

第4 自主防災訓練【地域防災課】

- 1 自主防災組織及び地震防災応急計画を定める施設、事業所等は、自主的に防災訓練を実施するとともに、県及び市の行う訓練に参加するものとする。
- 2 市は自主防災組織、地震防災応急計画を定める施設、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言・指導・防災資機材の貸出しを行うものとする。

第10節 要配慮者対策の推進

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 社会福祉施設対策の推進【防災企画課・福祉保健部総務課・障がい福祉課・介護保険課】

風水害等対策編第2章 第12節 第1「社会福祉施設対策の推進」を準用する。なお、準用にあたり、「風水害」を「地震災害」と読みかえるものとする。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策【防災企画課・福祉保健部総務課・障がい福祉課・介護保険課・地域保健課・母子保健課】

風水害等対策編第2章 第12節 第2「高齢者・障がい者等の要配慮者対策」を準用する。

第3 外国人・観光客等の対策【市民課・観光課】

風水害等対策編第2章 第12節 第3「外国人・観光客等の対策」を準用する。

第4 乳幼児、児童、生徒保護対策【学校教育課・子ども保育課】

風水害等対策編第2章 第12節 第4「乳幼児、児童、生徒保護対策」を準用する。なお、準用にあたり、「風水害」を「地震災害」と読みかえるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 甲府市災害対策本部の設置【防災企画課】

甲府市災害対策本部の設置は、風水害等対策編第3章 第1節 第1「甲府市災害対策本部の設置」の定めるところによる。

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務【防災企画課】

災害対策本部の組織及び所掌事務は、風水害等対策編第3章 第1節 第2「災害対策本部の組織及び所掌事務」の定めるところによる。

【資料編】

- ・ 甲府市災害対策本部条例 P10
- ・ 甲府市災害対策本部活動規程 P11

第2節 職員動員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員し、迅速かつ的確な応急活動を展開する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第2節「職員動員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準【防災企画課】

1 地震配備基準

地震が発生したときは、次の「地震配備基準」に基づき、すべての職員は本部長の指揮下に入り、それぞれの配備体制に応じて自主参集し、災害応急活動を開始するものとする。

その他必要な事項は、風水害等対策編第3章第2節「職員動員配備計画」【甲府市災害対策本部活動規程別表第2】の定めるところによる。

●地震配備基準(甲府市地震災害警戒本部活動規程別表第2)

種別	配備基準	配備要員	参集場所
第1配備	震度4の地震を観測したとき	甲府市災害対策本部活動規程別表第2に規定する職員	各配備場所
第2配備	震度5弱・5強の地震を観測したとき	甲府市災害対策本部活動規程別表第2に規定する職員	各配備場所 ※地域連絡員は、各避難場所 ※本部参集職員は本庁舎4階大会議室
	東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたとき。		各配備場所
第3配備	震度6弱以上の地震を観測したとき	全職員	各配備場所 ※地域連絡員は、各避難場所 ※本部参集職員は本庁舎4階大会議室
	東海地震注意情報が発表されたとき。		
	東海地震予知情報が発表(警戒宣言が発令)されたとき。		

※ 災害対策本部活動規程別表第2については、本編第3章第2節「職員動員配備計画」に掲載。

第2 配備体制

風水害等対策編 第3章 第2節 第2「配備体制」の定めるところによる。

第3 動員

風水害等対策編 第3章 第2節 第3「動員」の定めるところによる。

第4 初動体制職員(本部参集職員・地域連絡員)【防災企画課】

風水害等対策編 第3章 第2節 第4「初動体制職員」の定めるところによる。

第5 参集【防災企画課】

風水害等対策編 第3章 第2節 第5「参集」の定めるところによる。

第3節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、概略的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて、被害規模の早期把握・伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に関する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

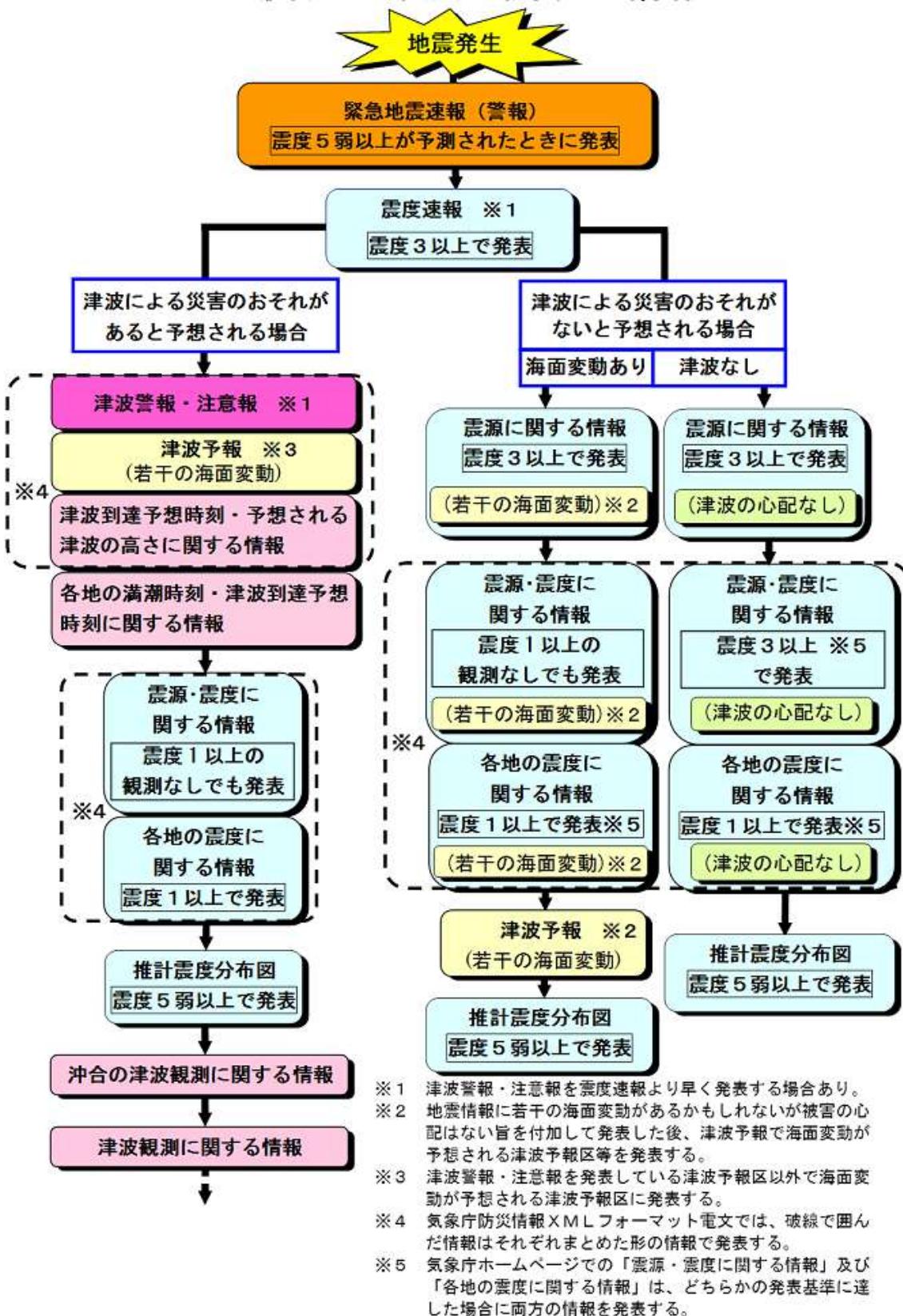
(1) 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報(注)	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発表した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 ※(参考)令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高精度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、まとめた形の一つの情報で発表している。気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

地震及び津波に関する情報



(2) 南海トラフ地震に関する情報

ア 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

イ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

<u>発表時間</u>	<u>キーワード</u>	<u>各キーワードを付記する条件</u>
<u>地震発生等から5～30分後</u>		<p><u>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上(注2)の地震(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
<u>地震発生等から最短で2時間後</u>	<u>巨大地震警戒</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	<u>巨大地震注意</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	<u>調査終了</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、

- レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
- レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(3) 伝達先

甲府地方気象台及び県(防災危機管理課)から関係機関への伝達は、警報及び注意報の伝達と同様とする。

2 地震解説資料

気象庁は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、地震等に関する情報や関連資料を編集した資料を提供する。

3 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動4以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動3以上が予想される地域(甲府市は「山梨県中・西部」区域に属する)に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオ等を通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上の大きさの地震動、または長周期地震動階級4の大きさの長周期地震動が予想される場合は、「特別警報」に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政用無線等により市民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

5 市民への地震情報の伝達

市民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、Jアラート、防災行政用無線を活用して地震情報を伝達する。

また、可能な場合は広報車により伝達する。伝達内容は次のとおりとする。

- ・ 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- ・ 地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。

- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、自治会長等を通じて市に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

第4節 被害状況等報告計画

風水害等対策編 第3章 第8節「被害状況等報告計画」を準用する。

第5節 広域応援体制計画

風水害等対策編 第3章 第3節「広域応援体制計画」を準用する。

第6節 広域一時滞在計画

風水害等対策編 第3章 第4節「広域一時滞在計画」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策編 第3章 第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第8節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

風水害等対策編 第3章 第6節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第9節 広報計画

風水害等対策編第3章第9節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切かつ正確な情報を市民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関【情報発信課】

地震発生時の広報活動は情報戦略室情報発信班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段【情報発信課・防災企画課】

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、市民に広報を行う。

- 1 防災行政用無線放送(メールマガジン、防災アプリを含む)
- 2 市のホームページによる広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報誌・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災組織を通じての広報
- 6 エフエム甲府・日本ネットワークサービスとの放送協定による放送依頼
- 7 報道機関への協力要請による広報
- 8 レアラートによる災害情報等の提供

第3 広報内容【情報発信課】

市は、地震の規模、態様等に応じて、関係機関から得た市民生活に關係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難地、避難所の案内
- 11 デマ・誤報による混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項【情報発信課・防災企画課・福祉保健部総務課・介護保険課・障がい福祉課】

1 簡潔な広報

心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況(ライフラインの障害及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめて広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼(必要に応じて報道機関へ直接報道依頼)する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況(交通規制状況、通行不能状況等)を把握し、必要に応じて拡声器等を用いて広報を行う。

広報にあたっては、ライフラインの復旧状況など各地区の被災者が必要とする情報を提供し、各地区的被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

在宅の高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、甲府市の要配慮者登録制度等に基づく各支援員、民生児童委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、戸別訪問等による必要な情報提供等を実施する。

また、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報を検討する。

4 広報手段の特色

市民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

伝達手段	特　色
広報車	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政用無線 (メールマガジン、防災アプリを含む)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人への市の情報提供が可能
インターネット	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能
FMコミュニティ放送局・甲府CATV	受信可能地域では、最も入手しやすい地元密着型情報手段。緊急時には、割り込み放送が可能
緊急速報メール	配信エリア内の対応携帯電話へ配信するため、市民だけでなく通勤・通学や観光で市内に滞在している人にも緊急情報の提供が可能
Lアラート	テレビ、ラジオ等から避難情報や避難所開設情報を迅速に伝達

5 エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）の予防広報

運動不足等によるエコノミークラス症候群を予防するため、次に掲げる事項を防災行政用無線により広報する。

- (1) その場での足踏みや、つま先立ち運動を1日数回行う
- (2) 水分補給を行う
- (3) 体を圧迫しない、ゆったりとした服装を心掛ける
- (4) 下肢のマッサージを行う
- (5) 冷えを予防する
- (6) 禁酒、禁煙を心掛ける

6 車中泊避難者への注意喚起

車中泊避難を行う住民に対し、車内への排気ガスの充満等の危険性について、防災行政用無線等による注意喚起を行う。

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

地震等の災害発生時に、多くの人が安否確認等で電話を使用するため、一時的に電話がつながりにくくなることが予想される。このような場合、NTT東日本が「災害用伝言ダイヤル171」・「災害用伝言板Web171」を開設するので、このシステムを利用することにより、被災地からの安否情報や被災地へのメッセージを送ることができる。

災害用伝言ダイヤルの提供開始については、NTT東日本でもテレビ・ラジオ等で放送をするが、市においても、防災行政用無線(メールマガジン、防災アプリを含む)による広報、避難所への掲示等により、市民に周知するものとする。

第10節 災害通信計画

風水害等対策編 第3章 第10節「災害通信計画」を準用する。

第11節 震災消防計画

大地震による被害から市民の生命、財産を保護するため、現有消防力の有機的運用を期するとともに効率的な消防活動を図るものとする。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第3章 第12節「消防計画」の定めるところによる。

第1 震災被害【消防本部】

地震によって生ずる被害については、「山梨県東海地震被害想定調査報告書(平成17年)」に定める被害想定によるが、消防車両、消防施設等の損壊、水道管の亀裂による消火栓の使用不能、通行の障害等によって消防力は著しく低下するとともに消防活動は大幅に阻害されることは当然予測される。

この被害は、第一次災害である震災の規模が大きな影響をもたらすものであるので、次により震災による消防被害を設定し対策の基本とする。

1 「1号被害」

大地震の発生により、市内は壊滅的な打撃を受け、火災も市内の各所から同時に発生し、延焼拡大のため市民は緊急に避難しなければならない震災をいう。

消防力も消防施設や消防車両の損壊により著しく低下し、併せて道路、橋りょうの損壊による通行不能等の被害が発生して、消防隊の重点的集中運用は不能となり、消防活動が最も困難な状態とする。

2 「2号被害」

市街地の被害は大きく、火災も同時に多発するが周辺地の被害が比較的少なく、大半の機動力が残り重点的集中運用が概ね可能な状態とする。

3 「3号被害」

密集地域に発生した火災は、延焼拡大する危険はあるが、消防被害は比較的少なく、消防車両の走行も特定地域を除き通行可能な状態とする。

第2 消防力の現況【消防本部】

地震災害に対応する消防力の現況は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 消防の組織 P289
- ・ 消防水利一覧 P290
- ・ 消防団の現況 P291

第3 地震発生時の警防対策【消防本部】

1 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。

地震時における警防活動は、人命の安全確保のための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

(2) 安全避難の確保

最悪の状態にあっても、避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

(3) 人命救助活動

地震時には家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の衝突、高層ビルにおけるパニック等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害となることが予測される。

したがって、消防活動においてはこれらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

2 初動期の措置

地震発生時には、平常業務をすべて停止し、次の体制により総力をあげて災害応急活動に当るものとする。

(1) 地震災害対策統括指揮本部の設置

消防本部に地震災害対策統括指揮本部を設置し、消防長が統括指揮本部長として市内全般の総括的指揮にあたる。地震災害対策統括指揮本部で決定された重要施策、方針は直ちに各関係機関に伝達し、実施に移行する。

(2) 指令課の措置

ア 119番受信回線の試験

119番回線の試験を行い、内線・外線の障害状況を確認する。

イ 無線機の試験

全無線機は、地震発生と同時に開局するものとするが、確認のため各署所と無線交信をする。

ウ 放送施設の確認をする。

エ 電源の確保をする。

オ 配備態勢の発令

地震発生時には自動的に非常配備態勢が発令される。

(3) 署所

直ちに次のことを実施し、初動体制の強化を図る。

ア 無線機の開局と試験

イ 有線電話の試験

ウ 車両の安全確保

エ 庁舎の被害調査及び応急措置

オ 署所周辺の被害状況把握及び即報

カ 広報車等による出火防止の広報

広報車等を出場させ避難予定路線、出火ひん度の大きい地域並びに延焼拡大のおそれがある地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報をする。

(出場車両も出場途上において、この要領を準用する。)

キ 出場路線の確認

非常参集者からの災害状況報告、また通行人等による情報の提供を受け、その災害状況を早期に把握するとともに職員を市内に派遣して、主要道路、橋梁等の被害を調査確認させ、その状況を市内図に記入し、出場路線の確保を行う。

ク 警防資機材の増強等

(ア) 積載ホースの増強

(イ) 人命救出機材の積載

(ウ) 軽量可搬小型動力ポンプの整備

(4) 消防団

ア ポンプ隊の出場準備

各分団器具置場に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに器具置場に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出場準備を行う。

イ 巡回及び広報

情報収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

3 動員及び参集

動員とは、地震災害が発生した場合に災害応急活動に必要な消防職員及び消防団員を緊急に参集させるための重要な手段であって、災害が予測される場合、又は災害発生時に消防職員等及び消防資機材等を早急に指定拠点に集結して組織的な指揮体系のもとに消防力を發揮するのに必要な体制を確保することである。

(1) 動員の発令

地震時の動員は、消防長の事前命令とし、被害が予測されるときは自動発令とする。

(2) 参集場所

指定された消防本部、署所又は最寄りの署所、分団詰所とする。

(3) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装、携行品

保安帽、作業服、編み上げ靴等を着装し、手袋、手ぬぐい、懐中電灯、若干の食料等を携行すること。

イ 参集途上の緊急措置

参集途上においては出火防止のための市民への周知のほか、要救助者及び火災の発生時に遭遇した場合は、付近住民の協力を求め、初期消火又は救助活動を実施する。

現場に消防団員が居合わせた時には、これらの措置を引継ぎ指定の場所に直行すること。

ウ 被害状況等の報告

参集時において、現認した道路、災害状況等はできる限り把握し、参集場所に到着後すみやかにその内容を上司に報告すること。

エ 参集手段

参集手段は、徒歩又は自転車、単車等を使用すること。

4 消防隊の編成

地震災害発生時における消防隊の編成は、勤務中の職員と非常参集による職員とにより行うが、原則として緊急性を有する部署には勤務中の職員と早期参集者を当て、時間的余裕のある部署は参集者を当てるものとする。

(1) 昼間等

日勤者が勤務中の場合は、この人員をもって直ちに予備車隊並びに必要により作業車等をもって特設隊を編成する。

(2) 夜間等

夜間、休日等で日勤者が勤務していない場合は、予備車隊の編成を優先とし、直近居住職員により編成する。

5 火災防御

(1) 地震火災防御方針

ア 基本方針

地震火災の発生は、地震の規模、震源地からの距離、地盤等自然条件のほか、都市の社会的条件、都市構造等によってもたらされる一次災害の程度によって大きく影響される。

したがって、この火災防御に当つての基本方針は、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点とする防御方針により対処することとする。

イ 防御の原則

(ア) 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一撃鎮滅を図る。

(イ) 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

(ウ) 火災の状況により、消防隊個々の防御では効果がないと判断したときは、消防隊を集中して重要地域の防御にあたる。

(エ) 火災が多発し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御にあたる。

(オ) 高層建築物等の火災防御は、大量の消防隊を必要とするが、避難を確認した場合は、他への延焼危険は比較的小ないため、他の火災を鎮圧後に、消防隊を集中させ防御にあたらせる。

(カ) 大工場や大量危険物貯蔵施設等から出火した特殊火災については、上記いずれかの要領により防御にあたる。

(キ) 避難路、避難場所確保の防御にあたる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所付近を重点的に防御する。

6 消防隊の運用

消防隊の運用は、消防被害を前提とした防御方針に基づき各署の管内における火災防御を効率的に果すために行う消防署長の指揮による消防隊運用と、全市的見地から防御体制を確立させるために行う消防長の指揮による消防隊運用の2種とする。

(1) 消防署長の指揮による消防隊運用

消防署長は、火災の発生及び進展並びに消防被害を早急に把握し、消防隊の防御方針を決定して消防団応援隊を運用し防御体制をとる。

ア 消防隊を運用する場合は、避難の要否、運用可能な消防隊数等を総合的に判断して、限られた消防力の効率的な運用を図るものとする。

イ 消防隊を集結して防御に当る場合は、防御すべき火災の延焼方向、速度及び消防隊の集結時間等を考慮して集結場所の決定をする。

ウ 災害現場に出動した消防隊から単独活動では防御困難として増強隊の応援要請を受けた場合は、それが他に優先しなければならない重要な防御であると判断したときは他の防御を断念するか、又は延焼拡大がし烈で消火が困難となった消防隊を移動転戦させるものとする。

エ 消防被害により出場範囲が著しく制約を受ける防御は、可搬動力ポンプを最大限に活用するものとする。

(2) 消防長の指揮による部隊運用

消防長は、全市的な災害状況の進展に対応して全消防隊の集中運用、消防隊の増強、防御力の不均衡の補正等を大局的から判断した防御体制をとるものとする。

ア 署別消防力の増強運用

署別の防御体制下において、署ごとにおける炎上火災の差異が著しい場合、又は署ごとの消防力では火勢を制圧することが困難となった署がある場合には、人命の安全確保上重要な方面の火災を選択して、優先防御の少ない署から消防隊を転戦、増強して防御に当らせるものとする。

なお、転戦する消防隊は、防御に成功もしくは消防団により消火の見込みが立った消防隊とし、必要隊数が確保できない場合は、防御効果が悪い地域の防御を断念し、その消防隊に転戦を命ずるものとする。

また、全消防隊を集中して延焼阻止体制をとる場合は、応援隊の集結時間及び火勢の進展状況を考慮して延焼阻止線を設定し、当該方面の消防隊にその位置まで転進を命ずるものとする。

イ 重点集中運用

市内の各所から炎上火災が多発し、署別の防御では全般的な消防力の不足により各方面に亘り火災が延焼拡大する恐れがある場合は、重点集中防御に転換し、延焼の危険がある地域の重要性を考慮しながら火災を重点的に選択して消防隊の集結を図り、効果的な延焼阻止その他適切な活動指示を命ずるものとする。

ウ 避難路確保運用

要避難地域において、火災が拡大し避難が必要となった地域がある場合は、避難が最も困難となる地域を最優先として消防隊の集結を命じ、避難路周辺の火災を鎮滅するとともに避難路への延焼阻止を期するものとする。

また、広域にわたり避難が必要となった場合は、重要避難路に大量の消防隊を転戦せしめ、避難が完了するまで総力を挙げて避難路を確保し、避難者の安全を図る。

7 救助、救急

(1) 基本方針

地震災害により建築物等の倒壊、落下物、火災等により集中的な救急、救助活動が予測されるので、これに対処するため次の要領により初動体制を確立するとともに、関係機関との連携体制を強化し、迅速適確な救急、救助活動を実施する。

(2) 人命救助の原則

ア 火災が各方面に発生し延焼拡大した場合は火災防御を優先するが、地域内に多数の人的災害が発生したときは、救助隊及び救急隊は地域の人命救出、救助及び搬送に当る。

イ 火災の発生が小規模で一挙鎮滅の防御に成功し、地域内に大規模な人的被害が発生したときは、消防隊、救助及び救急隊等を集中して人命の救助活動に当る。

ウ 救助、救急活動は人的災害規模の大きい現場を優先して実施する。

エ 負傷者が多い場合は、幼児、高齢者等の要配慮者及び重傷者を優先して救助する。

(3) 活動要領

ア 初動時の活動

初動時においては、原則として署単位における活動とする。

(ア) 実態の把握

地震時においては有線電話の不通、無線の混線等により人的被害の情報収集が極めて困難であるため、消防署長は救急隊、連絡車、二輪等を活用するほか、車両が出場できない場合は、徒歩又は自転車等により職員を災害現場に派遣し、次の事項について情報を収集、報告させ管内の要救助者の実態を早急に把握する。

- a 建物の倒壊状況
- b 多数の負傷者並びに要救助者が発生した地域
- c 医療機関の被害状況
- d 避難場所に通ずる避難路、橋梁等の破損状況及び避難路付近の被害状況
- e 救急隊等の出場可否と通行可能道路
- f その他救助、救急活動に関する事項

(イ) 救急車出場不能時の活動

道路の被害等により救急車が出場不能となった場合は、救急車を仮救護所として利用するほか、救急車の担架及び予備担架を活用し、重傷者を仮救護所へ搬送するとともに、傷病者が多数のときは、消防団員及び付近の住民に協力を求めて搬送する。

(ウ) 救助活動

高度救助隊の運用については、火災の発生状況と人命救助の緩急を判断し、必要に応じて適宜転用するほか、消防隊についても余力があるときは救助隊として転用する。

イ 状況把握後の救急活動

救護所及び医療機関の受入体制について、市災害対策本部と情報連絡を密接にし、努めて早期にその状況を把握し相互の協調、連携により次の活動を実施する。

(ア) 受入体制並びに通行可能道路等を総合的に判断し、安全で、かつ、受入可能な救護所及び医療機関等へ搬送する。

なお、搬送した傷病者等の人数、性別及び収容先等の受入状況を把握し、以後の搬送に支障がないようとする。

(イ) 救急隊の増強

消防長は、市内全般の被害状況等から判断し、被害の大きい地域に救急隊等の増強が必要な場合は、被害の少ない地域から救急隊等の応援出場を命ずる。

(ウ) 必要な消防隊の編成

消防署長は、火災の発生が少なく人的被害が甚大で、特に救助、救急隊の編成が必要な場合は、消防長に報告して次の全部又は一部を臨時的に編成し運用するものとする。

a 応急救急隊

- (a) 傷病者の搬送
- (b) 救護班及び医療機関の要請による医薬品等の緊急輸送
- (c) 傷病者及び医療機関の収容状況の確認報告
- (d) その他救急隊の補助及びこれに準ずる任務

b 応急救助隊

- (a) 被害の拡大防止
- (b) 負傷者の救出
- (c) 現場救護所までの負傷者の搬出
- (d) 救急隊との協力活動
- (e) 救助活動に必要な資機材の調達及び輸送
- (f) 二次災害予防措置及び警戒区域の設定

c 担架隊

- (a) 現場からの仮救護所等への負傷者の搬出
- (b) その他救急隊の補助及びこれに準ずる任務

d 現場救護隊

現場救護所において、応急処置及び救急隊の整理誘導を行う。

第12節 緊急輸送計画

風水害等対策編第3章第15節「緊急輸送計画」を準用する。

第13節 交通対策計画

風水害等対策編第3章第16節「交通対策計画」を準用する。

第14節 被災建築物応急危険度判定計画

地震により被害を受けた建築物は、余震などにより人的被害を与える危険性がある。

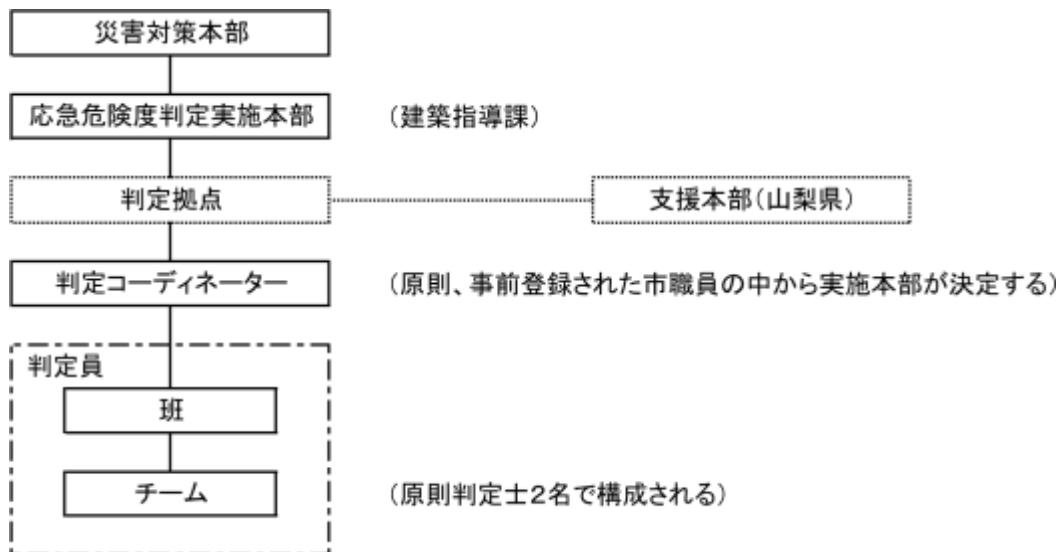
そこで、大地震発生後の救命・救急・消防活動と併せて、建築行政の役割として、被災した建築物の応急的な安全性の判定を迅速に行う必要がある。

このため、市は、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建物の危険度を調査する。

第1 応急危険度判定実施本部の設置【建築指導課】

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行う。

1 応急危険度判定実施本部の組織



2 応急危険度判定実施本部の業務

実施本部長は、建築指導課長とし、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき次の業務を行う。

- (1) 市域の被災情報収集
- (2) 判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員数の把握
- (3) 判定作業計画の作成、見直し
- (4) 実施地域の地域割
- (5) 判定拠点の確保及び設置、判定拠点との連絡調整
- (6) 判定時配布チラシ等、判定関係資料作成
- (7) 判定拠点毎の判定士・判定コーディネーターの人数決定
- (8) 山梨県支援本部への判定士及び資機材の支援要請
- (9) 住民への広報
- (10) 関係団体への協力要請
- (11) 判定士に対し、各拠点への参集養成
- (12) 判定士の受入、参集判定員名簿の作成
- (13) 判定士の名簿管理
- (14) 判定士及び支援判定員等の移送
- (15) 判定士の災害補償
- (16) 支援判定士等の宿泊所の確認
- (17) 判定資機材及び移動手段の手配
- (18) 判定実施日の集計
- (19) 判定に関する問い合わせ、応急復旧等の相談窓口事務
- (20) 判定実施結果の総集計、資料整理
- (21) 山梨県支援本部等への報告

第2 判定コーディネーター 【建築指導課】

判定コーディネーターは、原則、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき判定士の指導・支援を行う。

【判定コーディネーターの業務内容】

- ・ 判定実施の準備（判定業務に必要な資料の作成、調査区域の設定等）
- ・ 判定士の受け入れ準備（実施本部が作成・準備した判定資機材を班ごとに配布準備）
- ・ 判定士の受付（判定実施日ごとに当日受付）
- ・ 判定資機材等の配布及び回収
- ・ 判定士の判定作業の説明（担当調査区域、判定実施方法、移動手段、集合時間等）
- ・ 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

第3 判定作業 【建築指導課】

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所にはりつける。

【判定ステッカーの内容】

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	黄色	この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。
調査済	緑色	この建築物は使用可能です。

第15節 災害救助法による救助

風水害等対策編第3章第17節「災害救助法による救助」を準用する。

第16節 避難計画

風水害等対策編第3章第18節「避難計画」を準用するものとするが、学校施設が避難所に指定された場合の学校教職員、学校給食調理員の支援体制については、この節で定めるところによる。

第1 学校教職員の支援【教育総室・市民課】

地域連絡員及び市民部市民総室市民班と連携した学校教職員の支援体制は、次の5項目を柱として整備し、別に定める。

- 1 学校教職員の参集体制
- 2 指定避難所運営の組織と役割
- 3 地域連絡員及び自治会との連携
- 4 指定避難所としての学校施設の利用
- 5 情報連絡体制

第2 学校給食調理員の支援【市民課・教育総室】

- 1 指定避難所が開設され、市民部市民総室市民班から市教育委員会(教育部教育総室)に対し、協力要請があつた場合、小学校給食調理員は、指定避難所である所属小学校において市民部市民総室市民班の指揮の下に支援作業を行う。
- 2 市教育委員会(教育部教育総室)は、市民部市民総室市民班からの協力要請に基づき、所属小学校を基本に応援できる学校の範囲内で派遣調理員と派遣期間を定め、当該調理員に連絡する。
- 3 派遣された調理員は、給食室の機能を確認し、十分な機能が確保できる場合に限り、給食室の機能を利用して市民部市民総室市民班が用意した食材やレトルト食品による支援作業を行う。
- 4 給食室の使用は、衛生管理のため、派遣された調理員に限定するものとし、避難した市民が使用する食器類は市民部市民総室市民班が用意したものを使用する。

第17節 医療助産計画

風水害等対策編第3章第19節「医療助産計画」を準用する。

第18節 防疫計画

風水害等対策編第3章第20節「防疫計画」を準用する。

第19節 食料及び生活必需物資供給計画

風水害等対策編第3章第21節「食料供給計画」及び第22節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第20節 給水計画

風水害等対策編第3章第23節「給水計画」を準用する。

第21節 教育計画

風水害等対策編第3章第24節「教育計画」によるものとするが、突発的におきる地震災害に対して、各教育関係機関においては、次のような措置をとる。

第1 教育委員会【教育総務課】

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集につとめ、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校【教育総室】

1 児童・生徒在学中の措置

(1) 避難

地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、「教師の防災手引き」に基づく第一次、第二次行動による措置の万全を期し、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。

(2) 防災措置

火気及び薬品類を使用中の場所(給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等)については、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。

(3) 人員確認と応急手当

災害発生避難後、すみやかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は、応急手当を行うものとする。

(4) 避難と引渡し

災害の状況により、児童・生徒を避難場所への誘導、あるいは保護者への引渡しを行うものとする。

(5) 被災報告

被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼動の可否については必ず報告するものとする。

(6) その他の措置

上記のほか、「学校防災計画」及び「教師の防災手引き」に基づき、必要な措置をとるものとする。

2 児童・生徒不在中の措置

(1) 防災業務の分担

災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「教師の防災手引き」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。

(2) 報告

被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。

(3) 情報収集

児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

第3 社会教育施設【生涯学習室】

1 安全避難

地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告するものとする。

第22節 廃棄物処理計画

風水害等対策編第3章第25節「廃棄物処理計画」を準用する。

第23節 応急仮設住宅建設計画

風水害等対策編第3章第26節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」によるものとするが、大規模地震の発災後における「応急仮設住宅建設用地の確保」に関しては、この節に定めるものとする。

第1 応急仮設住宅建設用地の確保【建築営繕課】

大規模な地震が発生したとき、震災後、応急仮設住宅の建設を行うこととなるが、この事業を迅速に行うためには、事前に用地を確保しておくことが必要となる。

このため、市は、県との連携により、応急仮設住宅の適地を確保するための調査を毎年実施する。

平成15年度から実施している応急仮設住宅建設用地調査結果は、次のとおりである。

箇所数	確保された用地
26	応急仮設住宅1,978戸分

なお、確保した応急仮設住宅建設用地は、資料編に掲げるとおりである。

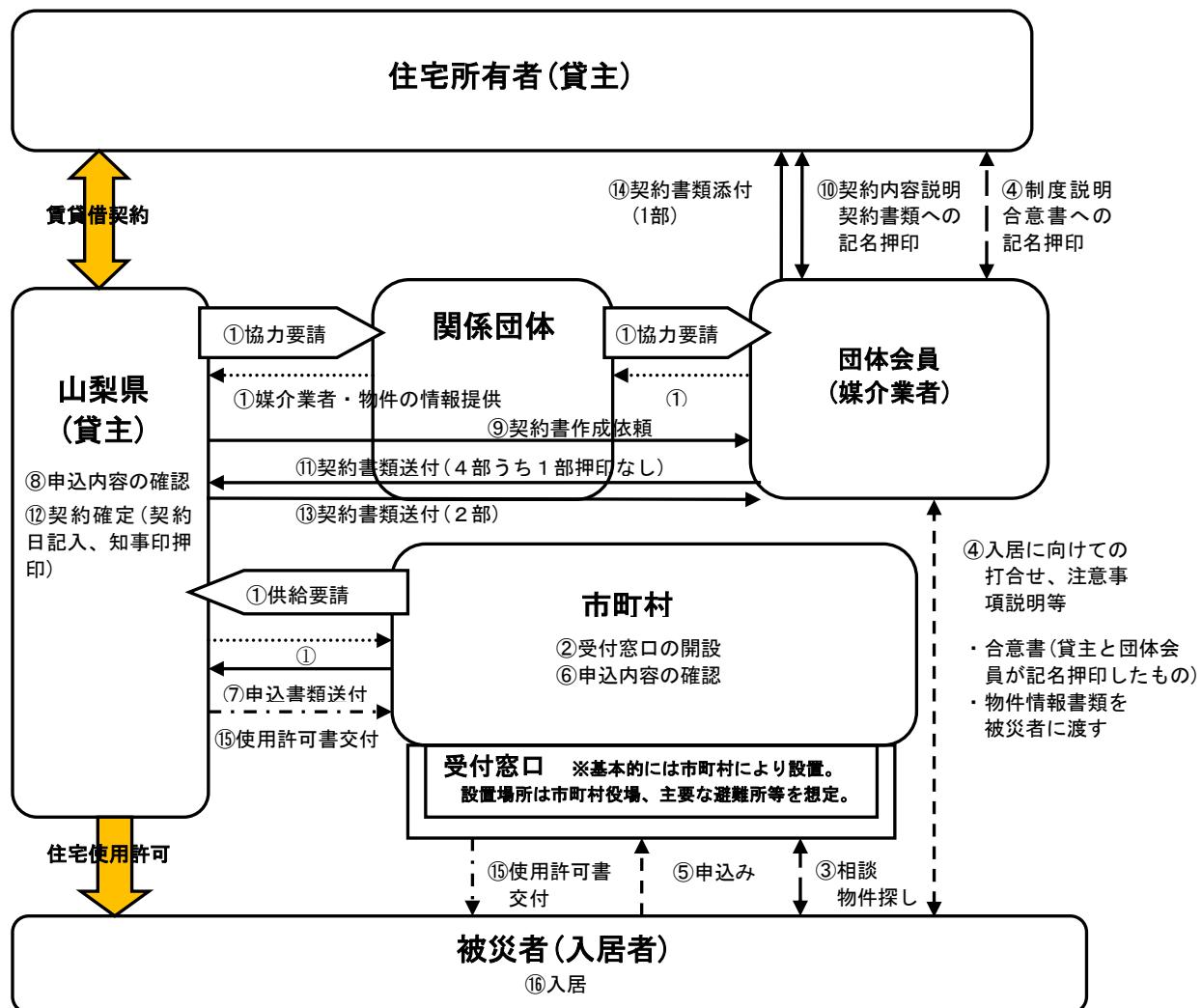
【資料編】

- ・ 応急仮設住宅建設候補地 P214

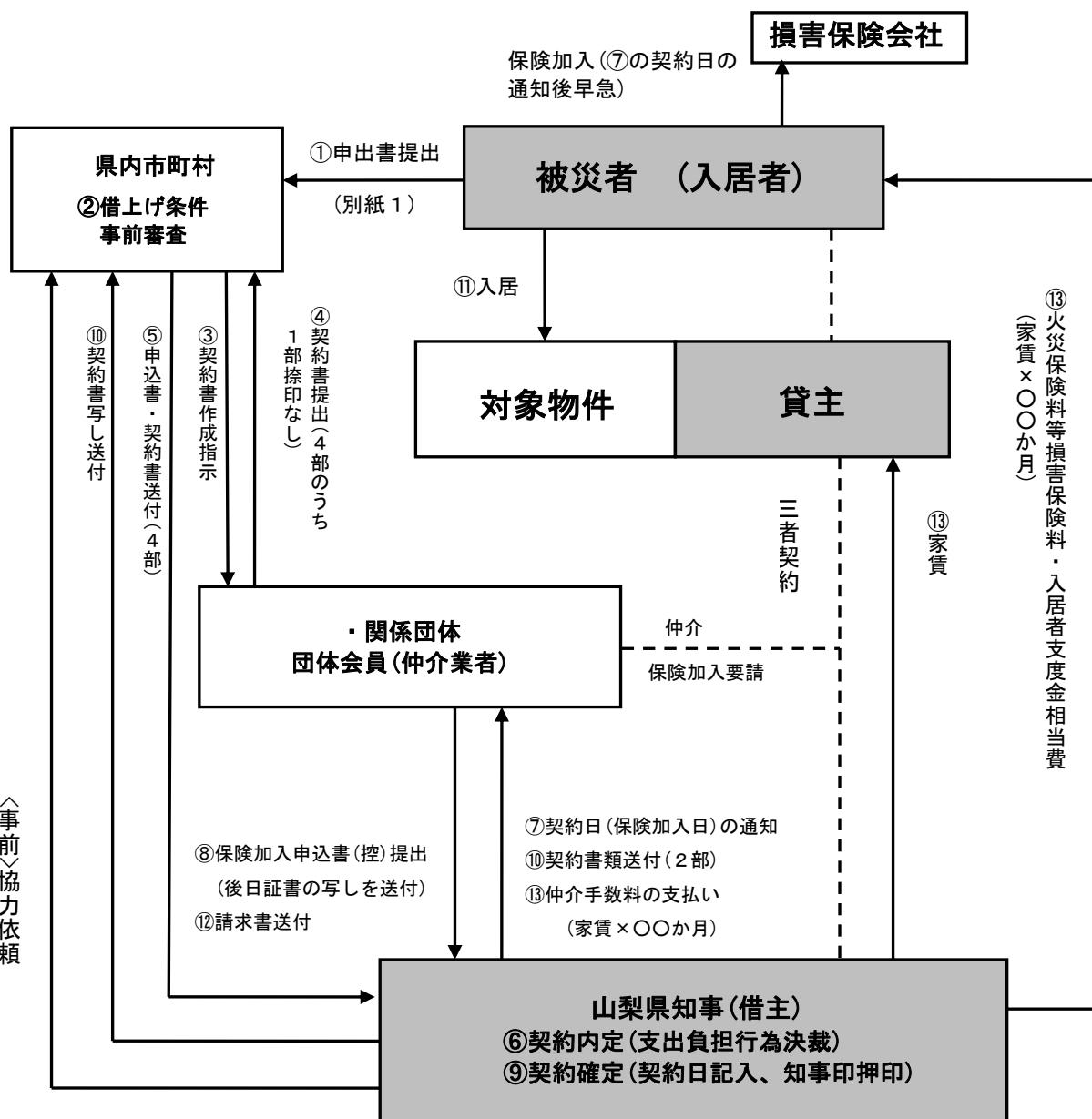
第2 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給【住宅課】

大規模な災害が発生したときは、県は、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅の供給をする。市は、県と連携し、次のフローにより、市民の入居申込みの受付等の業務を行う。

借上げ応急仮設住宅 フロー図1（入居まで）



被災者支援応急仮設住宅借上げフロー図2(入居時)



第 24 節 救出計画

風水害等対策編第3章第27節「救出計画」を準用する。

第 25 節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

風水害等対策編第3章第28節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第 26 節 障害物除去計画

風水害等対策編第3章第29節「障害物除去計画」を準用する。

第27節 生活関連事業等の応急対策計画

「水道事業」については、風水害等対策編第3章第23節「給水計画」によるものとするが、「下水道事業」については、この節で定めるものとする。

第1 下水道事業【上下水道局】

1 管路施設

管路施設が受ける被害は、人孔、管渠、桿及び取付管に及ぶものであり、人孔は上部ブロック部におけるズレにより、道路路盤材の流入による路面の陥没を招き車両の通行に支障をきたすと共にブロック、鉄蓋のズレによる人孔内への転落も予想される。

また、地盤の液状化による人孔躯体の隆起、無筋人孔の崩壊による管路の閉塞及び路面の大規模陥没を生じ晴雨を問わず甚大な障害を与えるものである。

管渠はその基礎の有無を問わず、継手部が破損することは明らかであり、埋戻土砂の流入による管体の閉塞から汚水の溢流を招くと共に、路面の陥没などを誘発し、これが下水道埋設地域全体に及ぶと思われる。これは市街地における道路の全面破損を意味するものであり、市民生活に与える影響が計り知れないと考える。

桿類については、桿の継手部や蓋のズレ、取付管と本管との接合部及び陶管の各継手部は全壊し、家庭の汚水排除はその機能を絶たれて家庭内及び路面に汚水の氾濫をきたすものと予想される。

2 応急復旧

管路施設が破壊された場合は、下水道台帳を有効に活用し、重要度、修理の可否、迂廻管路等を検討して迅速かつ最も効果的な応急復旧を行うものであるが、構造、位置、被害状況により判断し、汚物の処理等は衛生組合と協力態勢を保つと共に、管路、人孔等の閉塞箇所及び道路の陥没等は、関連業者による組織を活用して応急復旧を行わなくてはならない。

また、施設のほとんどは公道に位置するため、他の企業者(水道、ガス、電気、電信)及び道路管理者との連携を密にすることが要求されるものである。下水道は市民に欠かすことのできない施設であるため、その復旧は最優先とし、他企業の地下埋設物に対する二次災害を未然に防止するものとする。

放射能汚染等された下水汚泥の処理に際しては、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

第2 宅地対策【都市計画課】

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災地宅地危険度判定士を活用して危険度の判定を行う。このため、市は、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

1 危険度判定

- (1) 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。
- (2) 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地の見やすい場所に表示する。
- (3) 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣市町村との相互支援体制の整備を図る。

第28節 労働力確保計画

風水害等対策編第3章第31節「労働力確保計画」を準用する。

第29節 民生安定事業計画

風水害等対策編第3章第32節「民生安定事業計画」を準用する。

第30節 災害ボランティア支援受入計画

風水害等対策編第3章第33節「災害ボランティア支援受入計画」を準用する。

第31節 アスベスト対応計画

風水害等対策編第3章第35節「アスベスト対応計画」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定め、本市の地域に係る防災関係機関及び市民等の実施する地震防災応急対策が即時に、また円滑に行えるよう万全を期するものである。

この章及び資料編において、「東海地震に関する調査情報(臨時)・(定例)」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」を、それぞれ「調査情報(臨時)・(定例)」、「注意情報」及び「予知情報」とする場合がある。

第1 東海地震に関する情報の種類

1 東海地震に関する調査情報

東海地震に関する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

(2) 東海地震に関する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

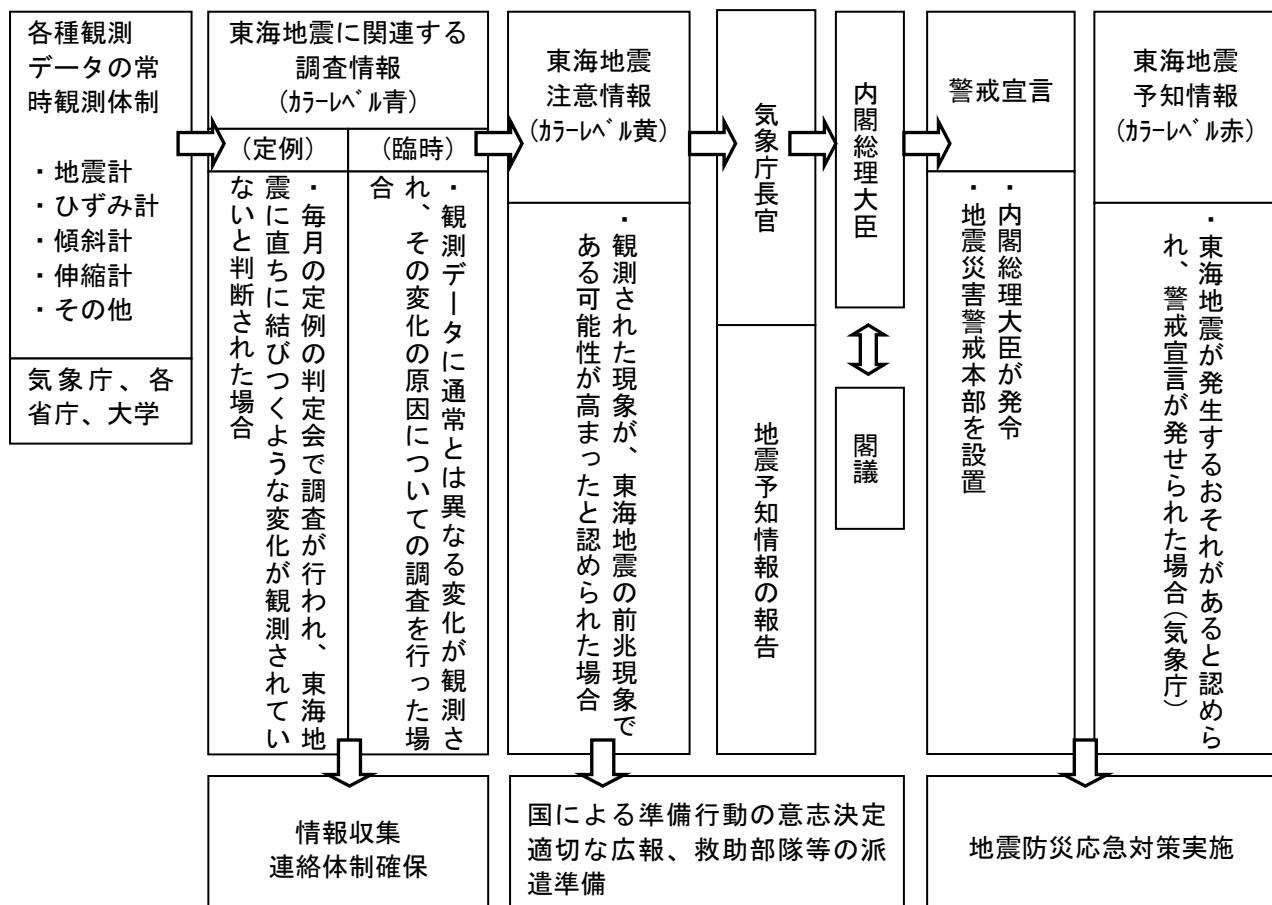
2 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

3 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

第2 東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動

第1 調査情報(臨時)、注意情報及び予知情報(警戒宣言発令)発表時の配備基準【防災企画課】

種別	配備基準	配備要員	参集場所
第2配備	東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたとき。	甲府市災害対策本部活動規程別表第2に規定する職員	各配備場所
第3配備	東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員	各配備場所 ※地域連絡員は、各避難場所
	東海地震予知情報が発表(警戒宣言が発令)されたとき。		※本部参集職員は本庁舎4階大会議室

※ 災害対策本部活動規程別表第2については、風水害等対策編第3章第2節「職員動員配備計画」に掲載。

第2 調査情報(臨時)、注意情報及び予知情報(警戒宣言発令)発表時の措置【防災企画課】

調査情報 (臨時) の発表	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政用無線(メールマガジンを含む)等により市民への広報を行う。 ② 必要な情報を収集し、県、防災関係機関等と連絡をとりつつ、続報に備える。 ③ 前記第1の「第2配備」体制をとり、必要な配備要員を確保する。
注意情報 の発表	<ul style="list-style-type: none"> ① 注意情報発表時にかかる情報の収集及び伝達を行う。 ② 全職員の参集を命じ、前記第1の「第3配備」体制をとる。 ③ 大震法第16条の規定による地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置準備を始める。 ④ 防災行政用無線(メールマガジンを含む)、広報車等により、次の点に留意して市民への広報を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報の内容とその意味について周知するとともに、高齢者・障がい者等の要配慮者に対し早期避難について適切な行動を呼びかける。 ・市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。 ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整を図る。 ⑥ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区(以下「事前避難対象地区」という。)からの避難並びに高齢者・障がい者等の要配慮者のための避難所の開設準備を始める。なお、本市における「事前避難対象地区」は、資料編に掲げるとおりである。 ⑦ 国による広域支援活動拠点の確保に係る調整を行うほか、県への要請、報告及び受入れの準備を始める。 ⑧ 必要により、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じる。 ⑨ 物資、資機材の点検、確認を行う。 ⑩ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備を開始する。
予知情報 の発表(警 戒宣言の 発令)	<ul style="list-style-type: none"> ① 直ちに平常業務を停止し、警戒本部を設置する。 ② 全職員の参集を命じ、前記第1の「第3配備」体制をとる。注意情報が発表され、既にこの体制をとっている場合は、引き続きこの体制とする。 ③ 地震予知に関する情報等の収集及び市民、防災関係機関等への伝達。 ④ 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告。 ⑤ 避難の勧告又は指示。 ⑥ 事前避難対象地区からの避難者及び高齢者・障害者等の要配慮者のための避難場所を開設。 ⑦ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅困難者等支援対策の実施。 ⑧ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導。 ⑨ 救急救助のための体制確保。 ⑩ その他市全域での地震防災対策の実施。

【資料編】 P212 • 事前避難対象地区(警戒宣言発令時)

第3 警戒本部の設置【防災企画課】

1 警戒本部の設置場所

警戒本部設置場所は、甲府市役所4階本部長会議室及び大会議室とする。

施設名	所在地	電話番号
甲府市役所	甲府市丸の内1丁目18番1号	055-237-5331

2 警戒本部の組織及び所掌業務

警戒本部の編成及び分掌事務は、別表1及び別表2に定めるところによる。

3 警戒本部の廃止

地震が発生し、地震災害に関し、災害対策本部が設けられたとき又は警戒解除宣言が発せられたときは警戒本部を廃止する。

4 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため災害対策本部を設置する。

なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に配慮する。

第4 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制【防災企画課】

1 職員の動員計画

(1) 動員の原則

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等、地震情報を常に知り得るように努めるものとし、出動命令を伝達された場合又は警戒宣言の発令等を知った場合は、直ちに参集場所に集合するものとする。

ただし、交通機関の停止その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、最寄りの本市の機関に参集し、その旨を所属長に報告するよう努めなければならないものとする。

(2) 動員対象から除外する職員

動員対象から除外する職員は、公務のための長期出張者、傷病その他、特別の理由により市長が認める者とする。

(3) 動員の伝達

ア 時間内における伝達は、庁内放送等により、各配備基準に沿って配備の指示をするものとする。

イ 時間外及び休日における職員の動員は、「甲府市災害非常参集規程」の定めにより行うものとする。

ウ いずれの場合においても、甲府市総合防災情報システム職員参集機能により伝達するものとする。

(4) 動員の方法

災害の状況に応じて、本節、第1で定める地震配備基準により、必要とする人員を動員するものとする

(5) 動員計画等の策定

ア 動員計画

市長は、甲府市地震災害警戒本部編成表(別表1、別表2。以下「編成表」という。)に基づく各班の災害応急活動を実施するに必要な職員の動員計画を策定するものとする。

イ 伝達連絡図

動員の伝達については、本部命令は危機管理監から各部長に、各部長から各室長に、各室長から各班長に、各班長から各班員に伝達されるものとする。

従って各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。

ウ 動員名簿

各部局長は、あらかじめ編成表に基づく各部長と協議して所属職員の動員名簿を作成し、市長に提出しなければならない。

エ 個人動員票

各部局長は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記動員名簿に基づき個人動員票を作成し、あらかじめ職員に通知する。

オ 動員名簿等の変更

各部局長は、人事異動等により動員名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した動員名簿を市長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した個人動員票を送付する。

【資料編】

- ・ 動員名簿 P315
- ・ 個人動員票 P315

2 初動体制職員(本部参集職員・地域連絡員)

注意情報、予知情報(警戒宣言発令)時の初動体制職員の配備・動員については、風水害等対策編第3章第2節「職員動員配備計画」による。

3 他機関との協力体制

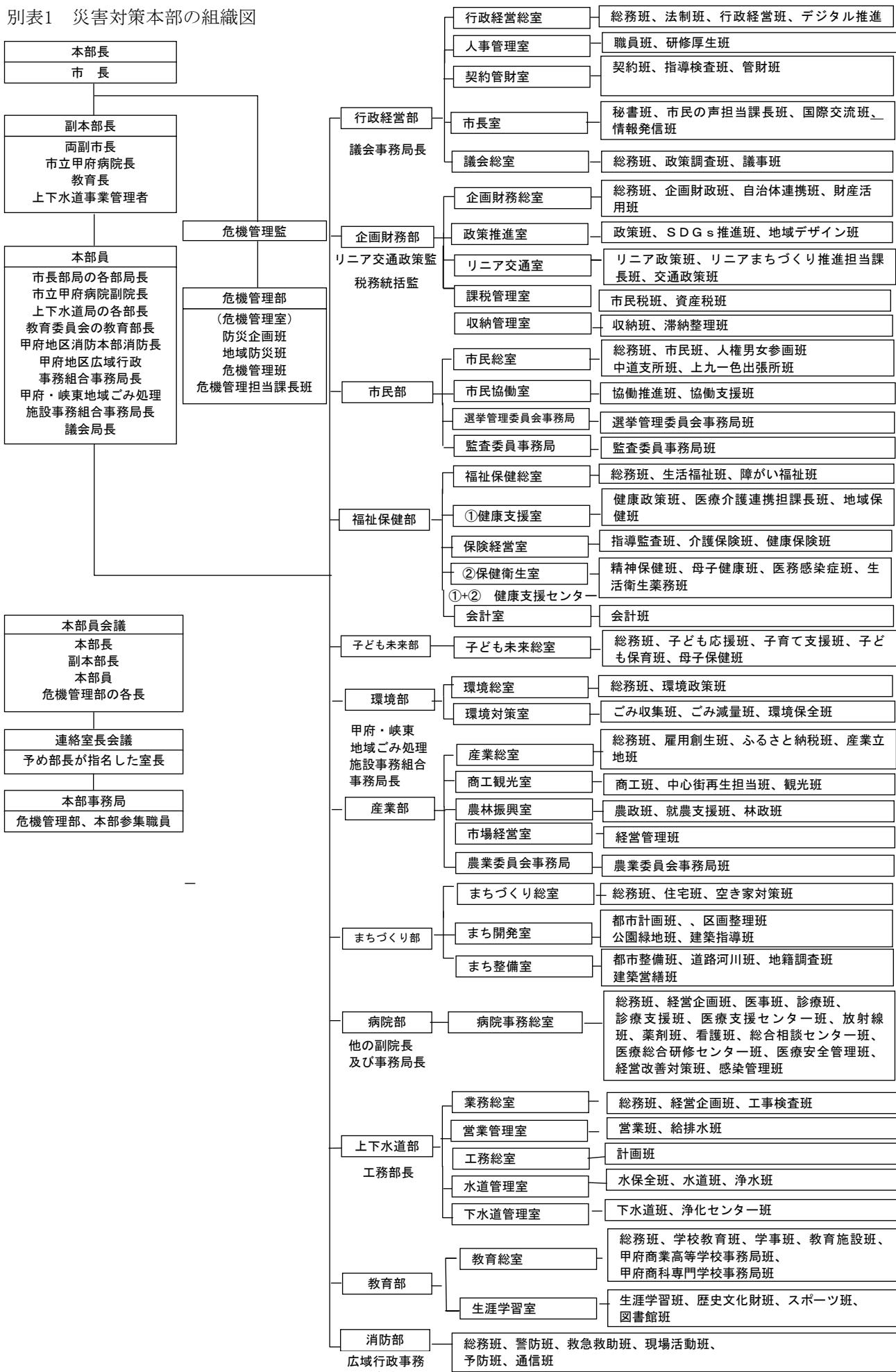
他機関からの派遣された本部員は、常に自己の機関と十分な連絡をとり協力体制をとるものとする。

4 防災関係機関等

防災関係機関は、各機関で定める防災業務計画等により、注意情報発表時の準備行動及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を実施する。

機関名	活動概要
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整
関東農政局 山梨県拠点	食料の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	災害復旧資材(国有林材)の供給の準備
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送の要請に対応できる輸送体制確保のための連絡・調整・準備
甲府地方気象台	東海地震に関する情報の伝達及び防災関係機関への通報
日本郵政グループ	郵便局における金融措置の指示、災害時における郵政事業に係る災害時特別事務取扱
関東総合通信局	非常通信の確保
山梨労働局	事業所内労働者の二次災害防止措置
関東地方整備局 甲府河川国道事務所	河川、道路に対する地震防災応急措置の指示、実施
自衛隊	地震防災派遣及び災害派遣の準備
J R	列車の運行状況の広報及び旅客の保護、避難
東日本電信電話(株)山梨支店	防災関係主要通話の確保及び一般通信疎通状況の広報
日本赤十字社	応援救護班及び救護物資の配布体制の確立
N H K 甲府放送局	地震に関する全ての情報の発信
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の利用状況の広報及び緊急輸送の確保
日本通運(株)山梨支店	災害対策物資緊急輸送体制の確立
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	電力供給の確保及び地震防災応急対策の実施
日本銀行甲府支店	通貨供給体制の確保及び金融上の応急措置
民間放送機関	地震に関する全ての情報の広報
輸送機関	一般旅客輸送状況の広報及び施設点検等災害予防措置
ガス供給機関	ガス災害予防の広報及び施設点検等災害予防措置
医師会	救護班編成等救護体制の確立
(株)N T T ドコモ山梨支店	通話の輻輳の防止及び通信の確保
社会福祉協議会 (山梨県社会福祉協議会・ 甲府市社会福祉協議会) 山梨県ボランティア協会 日本赤十字社山梨県支部	災害ボランティアの登録、受入体制の整備、連絡調整

別表1 災害対策本部の組織図



災害警戒本部分掌事務及び編成表(甲府市地震災害警戒本部活動規程別表第1)

◎備考1 室長は室を統括し、部長を補佐する。

◎備考2 業務開始目標時間、実施期間等は、別に定める「甲府市事業継続計画」による。

危機管理部(危機管理監)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
危機管理室 (危機管理室長)	防災企画班 (防災企画課長)	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の運用統制に関すること。 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 避難情報等の発令に関すること。 8 災害時の相互援助協定に関すること。 9 地域連絡所との連絡調整に関すること。 10 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請に関するこ と。 11 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機 関との連絡に関すること。 12 災害救助法の適用要請及び県との連絡に関すること。 13 災害救助費の経理に関すること。 14 被災者台帳の作成に関すること。 15 避難行動要支援者名簿に関すること。 16 同報無線による情報伝達に関すること。
	地域防災班 (地域防災課長)	防災企画班への応援に関すること。
	危機管理班 (危機管理課長)	1 本部員への連絡招集に関すること。 2 職員の非常招集及び解散の決定に関すること。 3 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援判断に関するこ と。 4 連絡室長会議に関すること。 5 受援(総合)に関すること。
	危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	本部員への連絡招集に関すること。

◎ 初動体制職員の分掌事務等は、本部長が別に定める。

行政経営部(行政経営部長)

議会局長は、行政経営部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
行政経営総室 (行政経営総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況 のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。 5 重要書類、データの退避(自治研修センター)に関するこ と。
	法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関すること。
	行政経営班 (行政経営課長)	部内各班への応援に関すること。
	デジタル推進班 (デジタル推進課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関する こと。 2 部内各班への応援に関すること。

人事管理室 (人事管理室長)	職員班 (職員課長)	1 職員の服務及び出勤に関する事。 2 災害応急対策等に係る求人に関する事。 3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関する事。
	研修厚生班 (研修厚生課長)	職員の健康管理に関する事。
契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関する事。
	指導検査班 (指導検査課長)	部内各班への応援に関する事。
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関する事。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関する事。 3 緊急通行車両の確認申請等に関する事。 4 庁内自衛消防隊の活動に関する事。 5 庁舎設備の管理・復旧に関する事。 6 市有財産の管理に関する事。 7 庁用自動車（本庁舎）の移動に関する事。 8 公有財産（土地・建物）の統括管理に関する事。 9 公有財産（建物）の保険契約に関する事。（他の課等業務に属するものを除く。）
市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の被災地の視察に関する事。 2 国及び県関係者の応接に関する事。 3 市議会との連絡に関する事。 4 その他涉外に関する事。
	市民の声担当課長班 (市民の声担当課長)	秘書班への応援に関する事。
	国際交流班 (国際交流課長)	秘書班への応援に関する事。
	情報発信班 (情報発信課長)	1 災害応急対策の広報に関する事。 2 災害状況の記録撮影に関する事。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。
議会総室 (議会総室長)	総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
	政策調査班 (政策調査課長)	
	議事班 (議事課長)	

企画財務部（企画財務部長）

リニア交通政策監は、企画財務部長を補佐する。

税務統括監は、企画財務部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
企画財務総室 (企画財務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援（部内）に関する事。
	企画財政班 (企画財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。 3 部内各班への応援に関する事。

	自治体連携班 (自治体連携課長)	部内各班への応援に関すること。
	財産活用班 (財産活用課長)	部内各班への応援に関すること。
政策推進室 (政策推進室長)	政策班 (政策課長)	部内各班への応援に関すること。
	S D G s 推進班 (S D G s 推進課長)	部内各班への応援に関すること。
	地域デザイン班 (地域デザイン課長)	部内各班への応援に関すること。
リニア交通室 (リニア交通室長)	リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 交通関係機関との連絡調整に関すること。
	リニアまちづくり推進担当課長班 (リニアまちづくり推進担当課長)	
	交通政策班 (交通政策課長)	
課税管理室 (課税管理室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関すること。 2 署災台帳の作成及び署災証明書の交付に関すること。
	資産税班 (資産税課長)	
収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長)	1 住家等の被害状況調査に関すること。 2 署災台帳の作成及び署災証明書の交付に関すること。
	滞納整理班 (滞納整理課長)	

市民部(市民部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
市民総室 (市民総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。
	市民班 (市民課長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 2 避難者及び被災者の収容に関すること。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 4 避難状況の本部への報告に関すること。 5 安否情報の提供。
	中道支所班 (中道支所長)	1 支所内自衛消防隊に関すること。 2 市民班への応援に関すること。
	上九一色出張所班 (上九一色出張所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関すること。 2 市民班への応援に関すること。
	人権男女参画班 (人権男女参画課長)	1 総務班への応援に関すること。
	協働推進班 (協働推進課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関すること。 3 災害ボランティアの支援に関すること。
市民協働室 (市民協働室長)	協働支援班 (協働支援課長)	部内各班への応援に関すること。
	選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関すること。

監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	
-----------------------	------------------------	--

福祉保健部(福祉保健部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
福祉保健総室 (福祉保健総室長)	総務班 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。</p> <p>4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。</p> <p>6 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関すること。</p> <p>7 義援金の受付及び配分計画に関すること。</p> <p>8 受援(部内)に関すること。</p> <p>9 避難行動要支援者等に関すること。</p> <p>10 福祉避難所の開設に関すること。</p>
	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関すること。
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	<p>1 避難行動要支援者等に関すること。</p> <p>2 福祉避難所の開設に関すること。</p>
健康支援室 (健康支援室長)	健康政策班 (健康政策課長)	<p>1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関すること。</p> <p>2 市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。</p> <p>3 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</p> <p>4 その他、災害危機管理機関等との調整・渉外に関するこ</p>
	医療介護連携担当課長班 (医療介護連携担当課長)	部内各班への応援に関すること。
	地域保健班 (地域保健課長)	<p>1 医療機関等への訪問調査に関するこ</p> <p>2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関するこ</p> <p>3 医療救護所の運営に関するこ</p> <p>4 医療救護班の指揮に関するこ</p> <p>5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関するこ</p> <p>6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関するこ</p> <p>7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関するこ</p> <p>8 その他、災害時の対人保健に関するこ</p>
保険経営室 (保険経営室長)	指導監査班 (指導監査課長)	部内各班への応援に関するこ
	介護保険班 (介護保険課長)	<p>1 避難行動要支援者に関するこ</p> <p>2 福祉避難所の開設に関するこ</p>
	健康保険班 (健康保険課長)	部内各班への応援に関するこ
保健衛生室 (保健衛生室長)	精神保健班 (精神保健課長)	災害時の精神保健医療活動に関するこ
	母子健康班 (母子健康課長)	地域保健班の応援に関するこ

	医務感染症班 (医務感染症課長)	1 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関すること。 2 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロノロジー）に関すること。 3 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。 4 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。 5 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。 6 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。 7 市三師会等関係団体との調整に関すること。 8 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 9 医療救護所の設置に関すること。 10 感染症・食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。 11 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。
	生活衛生薬務班 (生活衛生薬務担当課長)	1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。 2 医療等専門ボランティアの募集窓口への協力に関すること。 3 災害による遺体の処理に関すること。 4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。（動物園を除く） 5 その他、災害時の対物保健に関すること。
会計室(会計室長)	会計班 (会計室長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 義援金の受け入れに関すること。

子ども未来部(子ども未来部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
子ども未来総室 (子ども未来総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 4 受援（部内）に関すること。
	子ども応援班 (子ども応援課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 子ども屋内運動遊び場における施設利用者の安全確保に関すること。
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に関すること。
	子ども保育班 (子ども保育課長)	1 児童の安全確保に関すること。 2 児童館の安全確保に関すること。 3 放課後児童クラブの安全確保に関すること。
	母子保健班 (母子保健課長)	1 福祉保健部地域保健班の応援に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。

環境部(環境部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援（部内）に関すること。 5 来庁者の避難に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。 7 重要書類、データの退避に関すること。
	環境政策班	部内各班への応援に関すること。

	(環境政策課長)	
環境対策室 (環境対策室長)	ごみ収集班 (ごみ収集課長)	<p>1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集、運搬及び処理に関すること。</p> <p>2 ごみ・がれき等の仮置場及び臨時集積所の設置と管理に関すること。</p> <p>3 がれきの分別、処理に関すること。</p> <p>4 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集、運搬及び処理に関すること。</p> <p>5 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。</p> <p>6 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。</p> <p>7 支援業者への収集運搬・処理委託事務に関すること。</p>
	ごみ減量班 (ごみ減量課長)	<p>1 部内各班への応援に関すること。</p> <p>2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談に関すること。</p> <p>3 指定管理者制度導入施設（リサイクルプラザ）における施設利用者等の安全確保に関すること。</p>
	環境保全班 (環境保全課長)	<p>1 部内各班への応援に関すること。</p> <p>2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関すること。</p> <p>3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関すること。</p> <p>4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関すること。</p> <p>5 石綿露出状況等の緊急調査に関すること。</p> <p>6 公設浄化槽の被害調査等に関すること。</p>

産業部(産業部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>4 受援（部内）に関すること。</p>
	ふるさと納税班 (ふるさと納税課長)	観光班の応援に関すること。
	雇用創生班 (雇用創生課長)	観光班への応援に関すること。
	産業立地班 (産業立地課長)	部内各班への応援に関すること。
商工観光室 (商工観光室長)	商工班 (商工課長)	<p>1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。</p>
	中心市街振興班 (中心市街振興課長)	部内各班への応援に関すること。
	観光班 (観光課長)	<p>1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。</p> <p>2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
農林振興室 (農林振興室長)	農政班 (農政課長)	<p>1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 農業団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農道、農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関すること。</p> <p>4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。</p>
	就農支援班 (就農支援課長)	<p>1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。</p> <p>3 農業団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>4 園芸施設等の被災証明書の交付に関すること。</p>
	林政班	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関するこ

	(林政課長)	と。
市場経営室 (市場経営室長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 市場の活動の調整及び連絡に関する事。 2 市場の庶務に関する事。 3 市場の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関する事。 4 市場流通機能の応急対策に関する事。 5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関する事。 6 場内各業者との情報収集伝達等に関する事。
農業委員会事務局	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。

まちづくり部(まちづくり部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
まちづくり総室 (まちづくり総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	住宅班 (住宅課長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関する事。
	空き家対策班 (空き家対策課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 危険な空家等の所有者への指導等に関する事。
まち開発室 (まち開発室長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 区画整理区域内の応急対策に関する事。 2 被災宅地危険度判定に関する事。
	区画整理班 (区画整理課長)	部内各班への応援に関する事。
	公園緑地班 (公園緑地課長)	1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 庁用自動車の移動に関する事。
	建築指導班 (建築指導課長)	1 災害時の建築指導に関する事。 2 被災者に対する建築相談に関する事。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関する事。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関する事。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関する事。 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。
まち整備室 (まち整備室長)	都市整備班 (都市整備課長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関する事。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関する事。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関する事。 4 交通規制への協力及び交通安全に関する事。
	道路河川班 (道路河川課長)	1 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関する事。 2 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関する事。 3 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 放置車両の移動に関する事。 6 道路の応急措置に関する事。 7 水門等の災害復旧工事に関する事。 8 災害による河川水路等の復旧工事に関する事。

	地籍調査班 (地籍調査課長)	部内各班への応援に関すること。
	建築営繕班 (建築営繕課長)	1 緊急収容施設の建築に関すること。 2 応急仮設住宅の建築等に関すること。 3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。 4 被災した住宅の応急修理に関すること。 5 市有財産及び营造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。

病院部(病院長の指名する副院長)

他の副院長及び事務局長は、部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
病院事務総室 (病院事務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。 4 職員の動員に関すること。
	経営企画班 (経営企画課長)	
	医事班 (医事課長)	
	診療班 (診療部長)	1 外来入院患者に対する応急対策の実施に関すること。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 3 移動医療に関すること。 4 その他医療全般に関すること。
	診療支援班 (診療支援部長)	
	医療支援センター班 (医療支援センター長)	医療班への応援に関すること。
	放射線班 (放射線部長)	診療班及び診療支援班への応援に関すること。
	薬剤班 (薬剤部長)	
	看護班 (看護部長)	
	総合相談センター班 (総合相談室長)	医事班への応援に関すること。
	医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班への応援に関すること。
	医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
	感染管理班 (感染管理部)	
	経営改善対策班 (経営改善対策部長)	

上下水道部(業務部長)

工務部長は、業務部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。

	経営企画班 (経営企画課長)	3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 部に係る災害予算及び経理に関する事。 5 応急対策の計画推進に関する事。 6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関する事。 7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関する事。 8 節水、断水及び給水の宣伝に関する事。 9 受援(部内)に関する事。 10 避難誘導に関する事。
営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関する事。
	給排水班 (給排水課長)	
工務総室 (工務総室長)	計画班 (計画課長)	総務班への応援に関する事。
水道管理室 (水道管理室長)	水保全班 (水保全課長)	1 飲料水の補給に関する事。 2 水源の確保に関する事。
	水道班 (水道課長)	3 送・配水施設の応急復旧に関する事。 4 各配水系統別の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関する事。
	浄水班 (浄水課長)	5 取・導・浄水施設の応急復旧に関する事。 6 水質の検査及び保持に関する事。 7 工事指定店の動員体制の確認に関する事。 8 簡易水道施設等に関する事。
下水道管理室 (下水道管理室長)	下水道班 (下水道課長)	1 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関する事。 2 下水道管の被害状況調査及び緊急措置に関する事。
	浄化センター班 (浄化センター課長)	3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に関する事。

教育部(教育部長)

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	学校教育班 (学校教育課長)	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び応急教育指導に関する事。 • 登校、下校に関する事。 • 緊急避難に関する事。 • 臨時休業に関する事。 • 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関する事。 • 授業再開までの諸調査に関する事。 2 教科書、教材文房具等の交付に関する事。
	学事班 (学事課長)	1 学校教育班への応援に関する事。 2 各学校の被災状況に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
	教育施設班 (教育施設課長)	1 まちづくり部建築營繕班の事務。 2 各学校の被災状況に関する事。
	甲府商業高等学校事務局 班(甲府商業高等学校事務長)	学校教育班への応援に関する事。
	甲府商科専門学校事務局	

	班(甲府商科専門学校事務長)	
生涯学習室 (生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 各公民館・総合市民会館等の被災状況の実態調査に関するこ 3 所管施設の利用者の避難誘導に関するこ
	歴史文化財班 (歴史文化財課長)	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関するこ 2 文化施設の利用者の避難誘導に関するこ
	スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関するこ 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関するこ
	図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関するこ 2 図書館の利用者の避難誘導に関するこ

消防部(甲府地区広域行政事務組合消防長)

広域行政事務組合事務局長は、部長を補佐する。

室等(室長等)	班(班長)	分掌事務
	総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。 甲府市消防団は、消防部に属する。
	警防班 (警防課長)	
	通信班 (指令課長)	
	広報班 (企画調整主幹)	

別表3 災害時等緊急連絡網（省略）

第3節 情報の内容と伝達

第1 東海地震に関する情報等の伝達【防災企画課】

1 情報の種類及び内容

(1) 東海地震に関する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。

(2) 東海地震に関する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因について調査を行った場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

(3) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に気象庁から関係機関に伝達される情報

(4) 東海地震予知情報

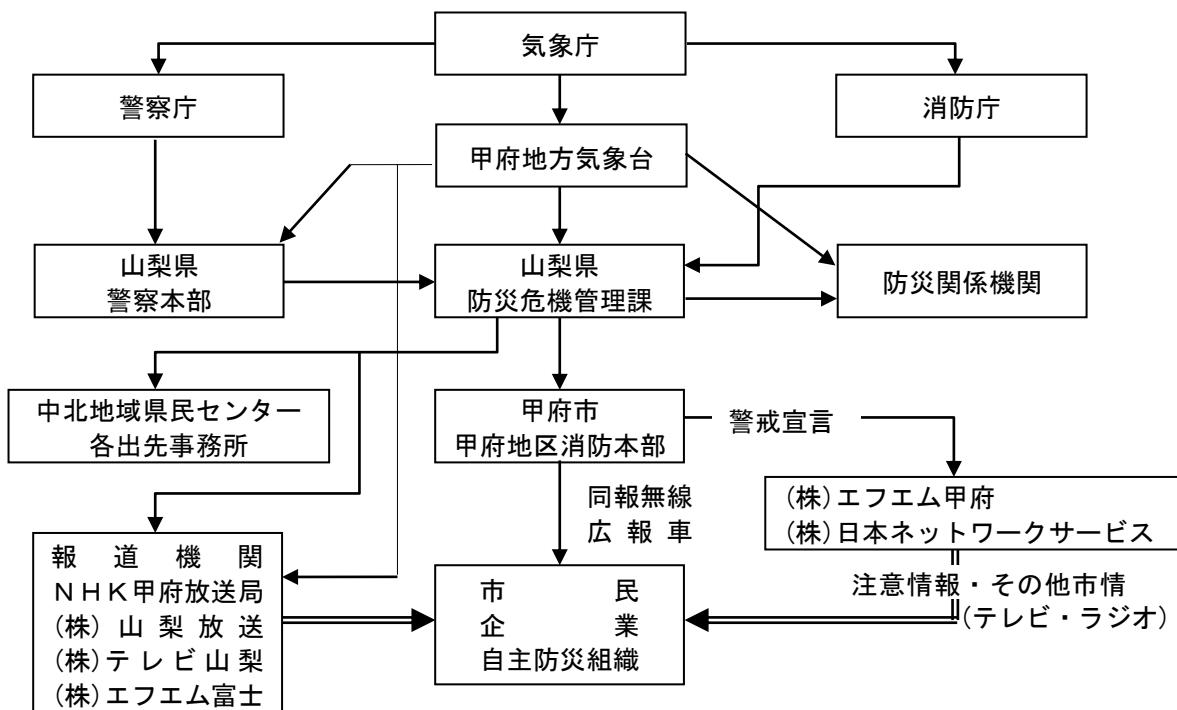
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

(5) 警戒宣言

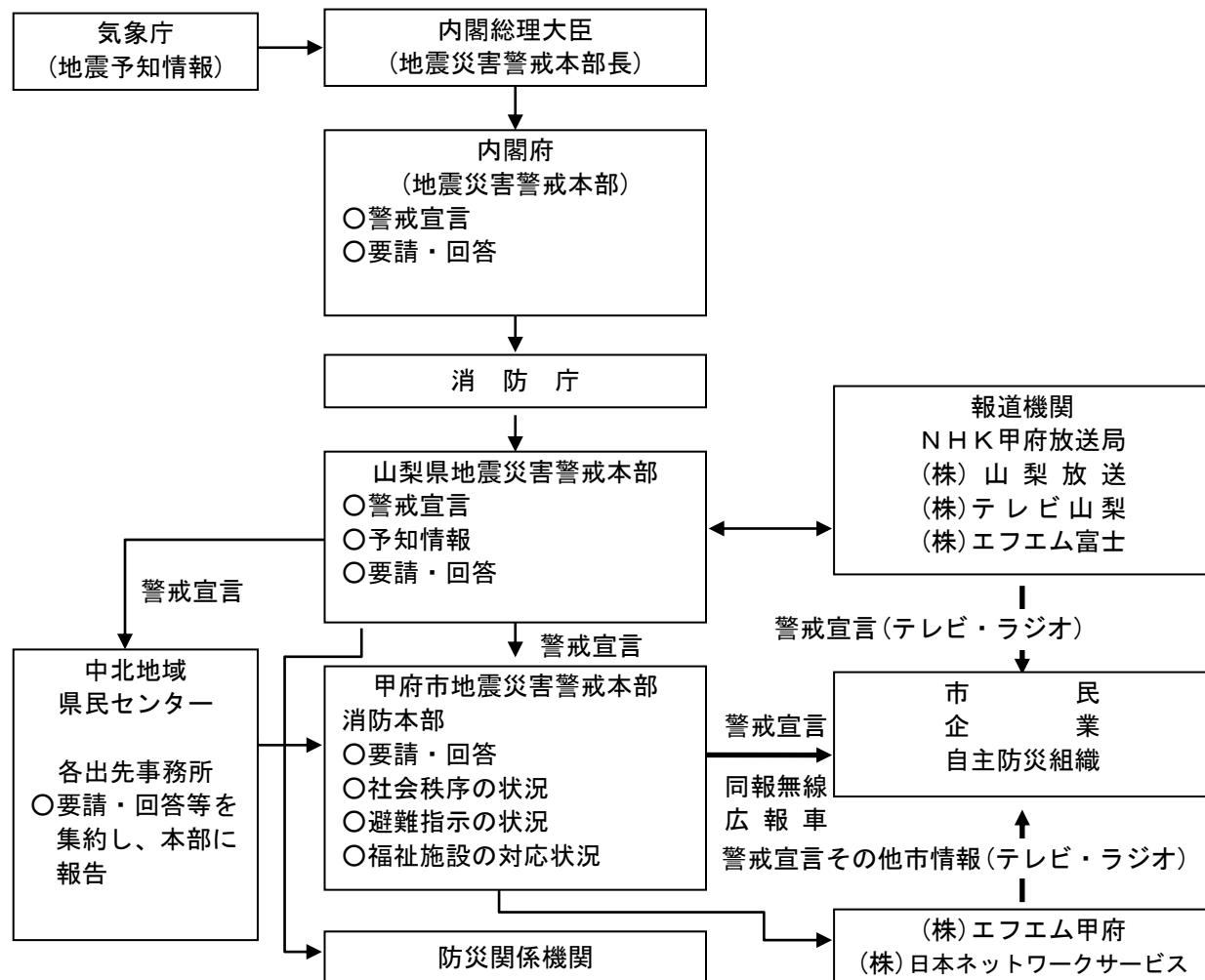
内閣総理大臣が気象庁長官からの報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知があり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の伝達及び通報

(1) 調査情報(臨時)、注意情報、予知情報



(2) 警戒宣言発令時の情報伝達



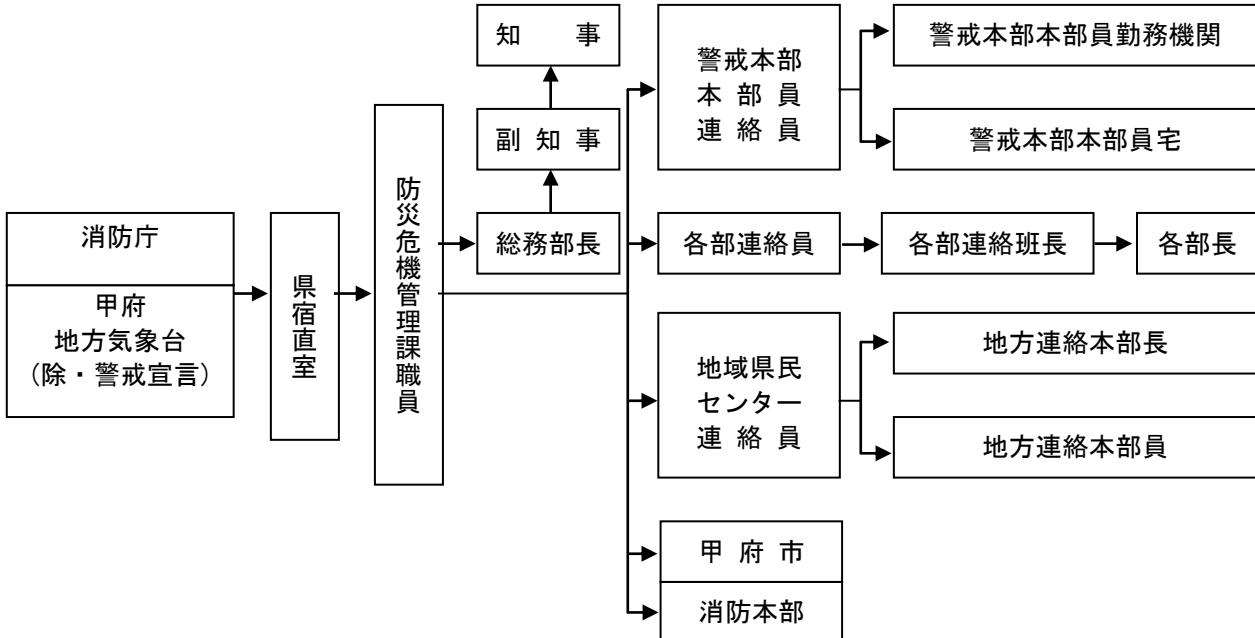
(3) 「東海地震に関する情報」の発表基準・解除基準

種類	調査情報(臨時)	注意情報	予知情報
発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合。 ・その他、ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ・東海地震においてマグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合 ・東海地域においてマグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震(プレート境界の地震)が発生した場合、マグニチュード4.0以上の(或いは震度4以上を観測した)地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・2カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)である可能性が高まると判定された場合 ・3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生の恐れについて検討が必要と判断した場合(急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合の基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、判定会において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)によるものであると判定された場合 ・5カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測(或いはそれに相当する現象を観測)し、かつその変化を基に推定した前兆すべり(プレスリップ)の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合(急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合の基準)
解除基準			

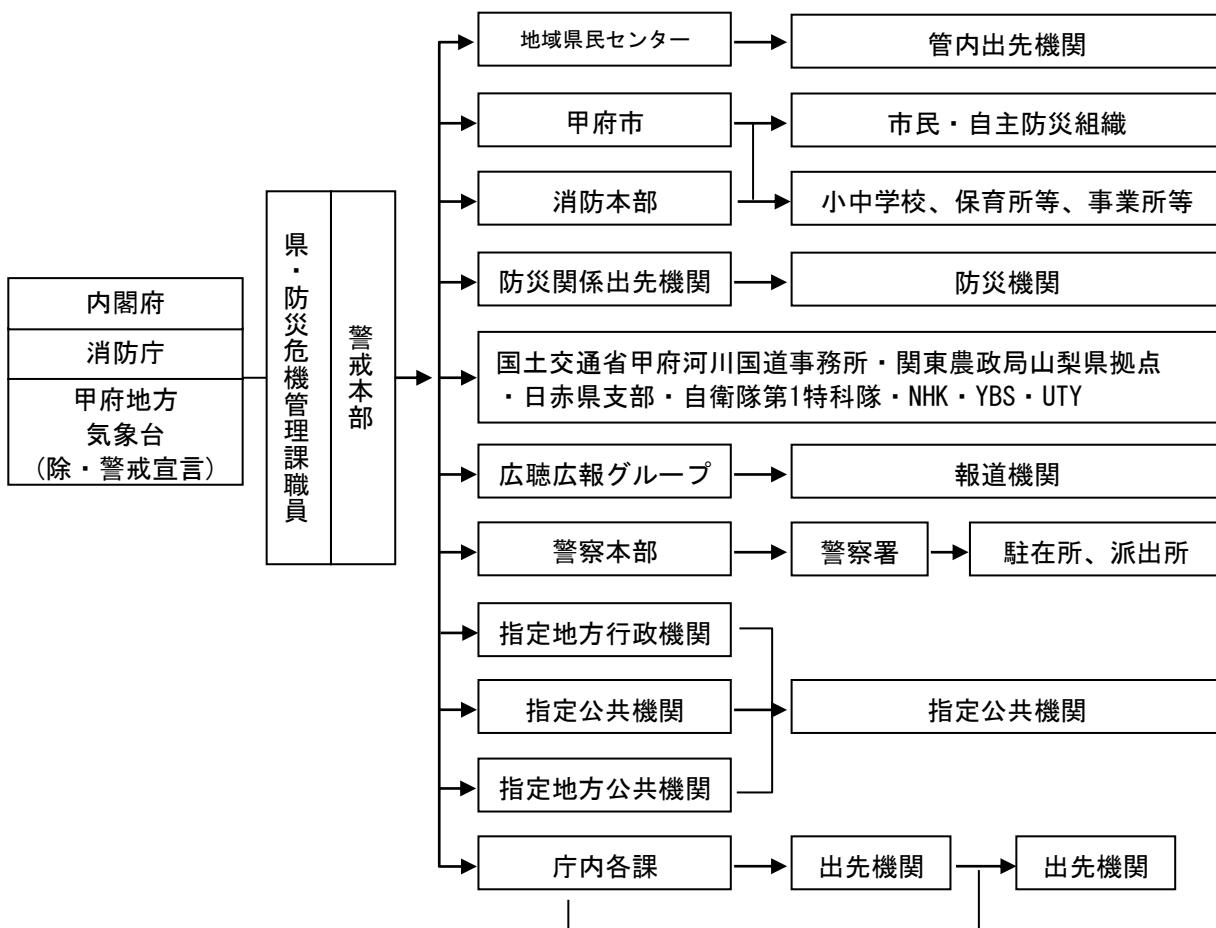
各情報発表後、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻されます。

3 県内各機関への各種伝達系統図

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達【防災企画課】

1 状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の内容

市は、次の事項について警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市警戒本部 →地方連絡本部 →県警戒本部 (市→地域県民センター→防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数
市警戒本部 →地方連絡本部 →県警戒本部 (市→保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
市警戒本部 →地方連絡本部 →県警戒本部 (市教育委員会→中北教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課)	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数

市警戒本部 →地方連絡本部 →県警戒本部 (市→地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数
---	----------------------

※ ()内は、市警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート

3 避難状況等実施状況の報告及び対象事項

活動規程に基づき警戒宣言による避難状況報告書を作成し、県本部に報告する。

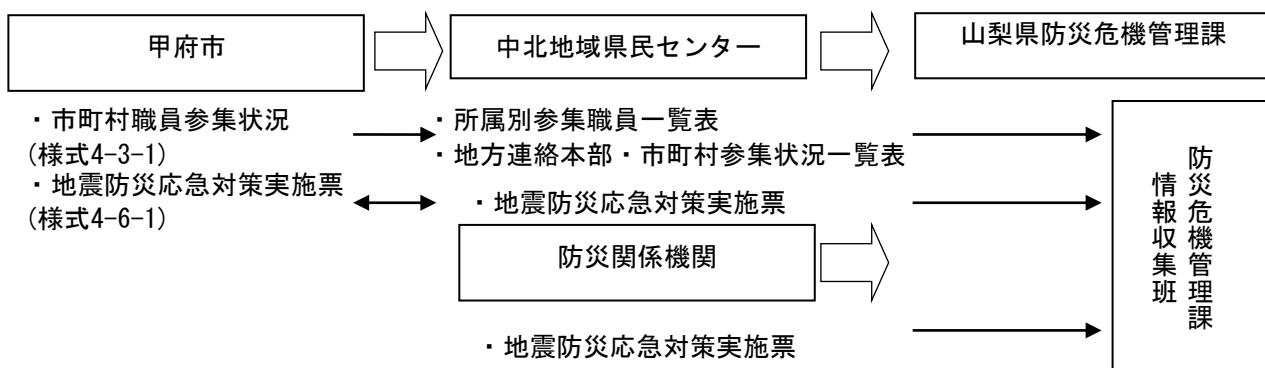
【資料編】

- 警戒宣言による避難状況等報告書(事前、緊急、発災後) P359

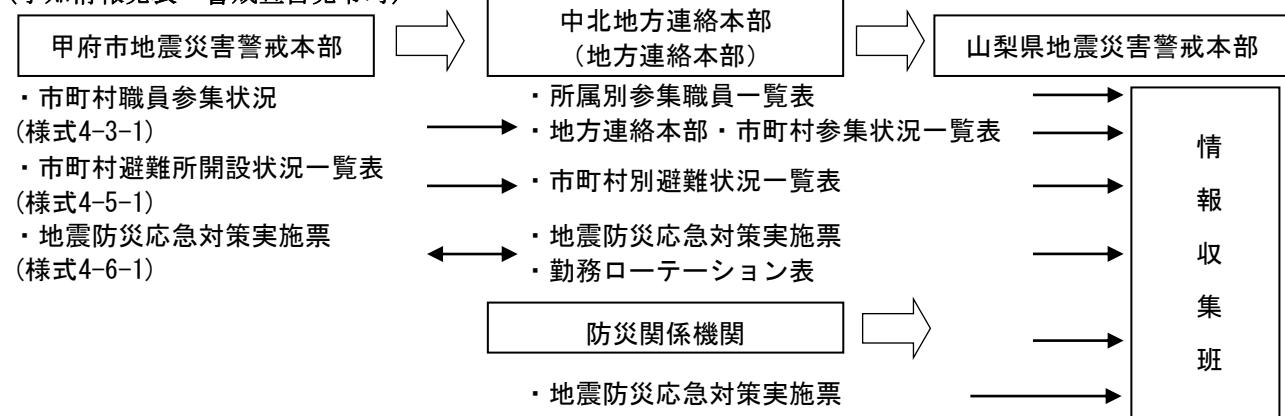
4 「東海地震に関する情報」発表時の県への報告

「東海地震に関する情報」発表時の県への報告は、次の様式をもって行う。

(注意情報発表時)



(予知情報発表・警戒宣言発令時)



【資料編】

- 「東海地震に関する情報」発表時の報告・様式 P360

第4節 広報活動

警戒宣言等の地震予知に関する情報が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能を活用するとともに、報道機関等の協力を得て、直接市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

第1 広報活動体制【情報発信課】

市民、地区自主防災組織並びに滞在者等に対する広報は、確実、迅速かつ広範囲に伝達されるよう、あらゆる広報機能(防災行政用無線(メールマガジンを含む)、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、サイレン・警鐘、エフエム甲府及び日本ネットワークサービスとの放送協定による放送、Lアラート等)により行うものとする。広報活動の分担体制については、活動規程によるものとするが、市民に混乱のないように広報放送文等については、平易な表現を用いるものとし、あらかじめ担当部内において調整するものとする。

第2 広報内容【情報発信課】

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- 1 調査情報(臨時)、注意情報、予知情報、警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- 2 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- 3 ライフラインに関する情報
- 4 強化地域内外の生活関連情報
- 5 事前避難対象地区以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- 6 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- 7 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- 8 家庭において実施すべき事項
- 9 自主防災組織に対する防災活動の呼び掛け
- 10 金融機関が講じた措置に関する情報
- 11 市の準備体制の状況
- 12 その他必要な事項

第3 市民、滞在者に対する広報文例【情報発信課・防災企画課】

市民、滞在者に対する広報文例は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- ・ 「東海地震に関する情報」に伴う広報 P283

第4 警鐘・サイレンによる地震防災信号【防災企画課】

警鐘・サイレンによる防災信号は、大規模地震対策特別措置法施行規則第4条に定める次の地震防災信号を使用する。

警鐘	サイレン
(5点) ●●●●●	(約45秒) △(約15秒)

備考1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第5 広報活動の協力体制【情報発信課・防災企画課】

市民に対する広報については、市の広報体制、エフエム甲府及び日本ネットワークサービスとの放送協定による放送のほか、報道機関、アマチュア無線クラブ等の協力を求めるものとする。

【資料編】

- ・ 災害防災情報等の放送に関する協定書(エフエム甲府) P68
- ・ 災害防災情報等の放送に関する協定書(日本ネットワークサービス) P71
- ・ アマチュア無線クラブ一覧 P282
- ・ 報道機関一覧 P282

第5節 消防、水防活動

警戒宣言発令時等における消防、水防活動については、風水害等対策編第3章第12節「消防計画」、本編第11節「震災消防計画」、「甲府市水防計画」に定めるもののほか、活動については、次のとおりとする。

第1 消防本部の活動【消防本部】

消防本部は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、現有消防力の有機的運用を期するとともに、効率的な消防活動を図るものとする。

1 活動方針

警戒宣言が発令された場合の活動は、次の事項を最重点に行う。

- (1) 正確な情報の収集と伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) 火災発生防止及び初期消火に関する市民への広報
- (4) 自主防災活動を的確に実施させるため、自衛消防隊、自主防災組織に対する指導

2 動員の区分

- (1) 消防職員は、勤務中に警戒宣言が発令された場合は、平常業務を停止し、直ちに定められた配備態勢に移行する。
- (2) 時間外又は休日、夜間に警戒宣言が発令された場合の動員は、別に定める招集伝達系統によって参集するものとする。警戒宣言が発令されたことを知ったときは、動員命令を待つことなく、速やかに参集するものとする。

3 通信の運用

警戒宣言が発令された場合、消防隊が効率的に運用できるように、情報の収集、伝達のための通信体制を整備するものとする。

4 電源の確保

庁舎照明及び各種通信機等を維持するための電源を確保しておくものとする。

5 警防資機材の増強と特命救助隊の編成

- (1) 火災防御隊は、ホース、破壊器具及び燃料等を増強する。
- (2) 消防車の通行不能時に備え、可搬式動力ポンプ隊を編成しておくものとする。
- (3) 発災後の人命救助を最優先とするため、救助隊を編成し、救助用資機材を整備しておくものとする。
- (4) 救急隊は、救急資器材を増強積載する。

6 出火防止広報

火災の発生防止、初期消火についての市民への広報と自主防災組織に対する指導は、次により実施するものとする。

- (1) 防災信号の吹鳴等と市民への広報
 - ア 署所のサイレン吹鳴、打鐘等により周知徹底を図る。
 - イ 車両等により、特に火災発生の危険性が大きいと思われる地域を重点的に、巡回広報を実施する。
 - ウ 自治会等が保有する有線放送を活用する。
- (2) 自主防災組織への指導
 - ア 消火器等の点検整備
 - イ 自主パトロールによる警戒
 - ウ 情報の把握、出火防止及び避難路の確認

7 林野火災対策

林野火災が発生すると、その消防活動は不可能に近い状態に陥り、林野の焼失はもちろん、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が大きいので、その活動と消防活動が適切に実施できるよう、別に定める計画によるものとする。

第2 消防団の活動【消防本部】

1 活動方針

管轄区域の自主防災組織等と協力して災害を防除し、被害の軽減に努めるものとする。

2 団員の招集

消防団長は、警戒宣言が発令された場合には、別に定める参集系統によって、団員を指定場所に直ちに招集するものとする。

3 出火防止の広報

消防車等を使用して、火気の使用中止又は制限等、出火防止の広報並びに発災に備え初期消火の指導を行う。

第3 水防活動【道路河川課】

水防機関は、次の事項を重点として、必要な措置を講じるものとする。

1 水防資機材の点検

2 水防体制の確立

3 重要水防区域等の巡視、警戒

第6節 避難活動

警戒宣言が発せられた場合、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の実施責任者【防災企画課】

避難の勧告又は指示等をすることができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的目的の実施責任者である市長を中心として相互に連絡をとり市民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- 1 市長(大震法第21条、災対法第60条)
- 2 知事又はその命を受けた県職員(大震法第21条、水防法第29条)
- 3 水防管理者(水防法第29条)
- 4 警察官(大震法第25条、災対法第61条、警察官職務執行法第4条)
- 5 自衛官(自衛隊法第94条)

第2 避難勧告又は指示の基準等【防災企画課】

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域(事前避難対象地区)の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

なお、注意情報の発表時において、避難地までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障がい者等要配慮者の避難を実施することができるものとする。

第3 避難勧告又は指示の対象となる地区【防災企画課】

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- 1 がけ地、山崩れ崩落危険地域
- 2 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- 3 その他市長が危険と認める地域

【資料編】

・ 甲府市地震災害警戒本部活動要領	P20
・ 災害時の指定避難場所一覧	P196
・ 事前避難対象地区(警戒宣言発令時)	P212
・ 山地災害危険地一覧	P218
・ 土石流危険渓流一覧	P224
・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	P226
・ 重要水防区域一覧	P231

第4 事前避難の周知【防災企画課・福祉保健部総務課・介護保険課・障がい福祉課】

事前避難対象地区の住民等にパンフレット、案内板等により、次の事項について周知徹底を図る。

- 1 地区の範囲
- 2 避難場所
- 3 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- 4 避難場所に至る避難路
- 5 避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者
- 6 避難の勧告又は指示の伝達方法
- 7 その他避難に関する注意事項(集団避難、持出し品、服装、車両の使用禁止等)

第5 事前避難の勧告又は指示等【防災企画課・関係各課】

市長は、警戒宣言が発せられた場合は、事前避難対象地区について、避難の勧告又は指示を行い、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定するとともに次の措置をとるものとする。

また、事前避難対象地区外についても、建物等の耐震強度が不充分な場合には、指定避難地や付近の安全な空地等への避難を呼びかけるものとする。

- 1 市防災行政用無線、防災信号、広報車等による勧告又は指示等の周知措置
- 2 県警察本部への避難状況等の報告及び報道機関による放送依頼

- 3 事前避難対象地区の自主防災組織、施設、事業所への通知及び集団避難等の指導自主防災組織への指導内容としては、概ね次のとおりである。
 - (1) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - (3) 避難場所の点検及び収容準備
 - (4) 収容者の安全管理
 - (5) 負傷者の救護準備
 - (6) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- 4 甲府警察署長及び南甲府警察署長への避難の勧告、指示等を行った旨の通知
- 5 県公安委員会への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- 6 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検・整備
- 7 市警戒本部と避難地を結ぶ情報連絡網の開設・点検(防災行政用無線・防災情報システム等)
- 8 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- 9 施設、事業所並びにその他から避難した者の引継ぎ時期及び方法についての措置
- 10 災害救助法の適用となる避難対策についての適切な対応
- 11 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応
- 12 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の実施

第6 避難誘導方法【防災企画課】

避難の勧告又は指示があった場合の避難者の誘導方法は、次のとおりとする。

- 1 避難者の誘導は、自主防災組織の指揮によるものとする。
- 2 住民が自主的判断により避難を開始した場合には、避難誘導責任者は、遅滞なく地震災害警戒本部長に通報するものとする。
- 3 大震法第7条による応急計画を作成した施設又は事業所の避難については、本市が指定した最寄りの避難地に責任者を同行して誘導する。
この場合、団体名、人員等を配置されている地域連絡員に明確に報告し、引継ぎが終わった時点で一般住民と同一行動をとること。ただし、避難するにあたっては、道路交通規制、避難誘導等を十分注意して行うものとする。

第7 避難所等における避難生活の確保【防災企画課・関係各課】

市が設置した避難所には、情報連絡のため地域連絡員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。

- (1) ビニールシート、テント等の野営資材は、可能な限り住民、自主防災組織等が準備する。
- (2) 食料、生活必需品は、住居制約者各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。
- (3) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (4) 市は、生活必需品の不足している者へのあっせんに努める。
- (5) 市は、要配慮者に配慮するとともに、重度障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。

- (6) 避難地及び避難所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。

第 8 要配慮者の避難【防災企画課・福祉保健部総務課・介護保険課・障がい福祉課・母子保健課】

自主防災組織は、市より提供された避難行動要支援者名簿等により、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等の避難にあたって他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

1 警戒宣言に基づき、市長から避難の指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は支援員及び本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとする。ただし、市は、自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

2 警戒宣言が発せられた場合、市は、介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し、必要な救護を行う。なお、介護を要する者を収容するにあたって、必要に応じてその施設を要配慮者専用避難所(福祉避難所)として開設し、障がい者や寝たきりの高齢者等を収容するものとする。

【資料編】

- ・ 福祉避難所一覧 P205

第7節 市民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達【福祉保健総務課】

1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、原則として市民が自主的に確保するが、市民の自助努力で確保できないものについて、市は緊急物資として調達を行う。

また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講ずる。

2 調達の方法・品目等

風水害等対策編第3章第21節「食料供給計画」及び第22節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第2 飲料水の確保、給水活動【上下水道局・防災企画課】

1 措置

警戒宣言が発令された場合は、発災後の水道施設の損壊等による給水不能の事態が予想されるため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 飲用水供給の確保と継続

警戒宣言時においても給水を確保、継続するとともに各所で行われる緊急貯水等の水需要に対処するため次の方法により給水強化を図る。

- ア 水源地においては通常の取水を確保するほか、必要に応じダム等からの緊急補水を受けるなど增量取水に努め水需要に対処する。
- イ 農業用補償井戸等を補水源として緊急取水する。
- ウ 各配水池の機能を維持するため水位調整等の方途を講ずる。

(2) 各所における緊急貯水

平常時より緊急飲用水として貯水されたもののほか、警戒宣言時には一斉に緊急貯水が行われることが予測され、一時的な水圧低下や部分断水も予想されるが、施設の能力をフルに活用するほか、適時に次のような情報連絡・広報を行う。

- ア 避難所での浄水機、非常用貯水槽の点検及び受水槽、プール等への貯水
- イ 医療機関等重要施設における受水槽の有効的活用及び貯水
- ウ 一般家庭での最低必要飲用水の有蓋容器(ポリタンク)等への貯水(1人1日3リットルを基準水量として、世帯人数の3日分を目標に水道水等衛生的な水を用いて貯水を行う。なお、貯水を行う容器は、衛生的で安全性が高く、地震動にも水漏れ、破損しないものとする。)
- エ 緊急貯水における衛生上の注意等

(3) 応急対策の確認及び準備行動

地震発生とその被害に備え、水道施設への貯水や応急復旧体制の整備を行う

- ア 来庁者の避難誘導及び安全確保
- イ 応急対策の方法、優先順位、二次災害防止のための措置の確認
- ウ 取水・浄水・配水施設等の主要施設の巡回点検及び監視体制の強化
- エ 機器等の転倒・落下防止、出火防止等の安全措置
- オ 工事の中止及び保安措置(掘削工事での埋戻しを含む)
- カ 各種電子情報のバックアップ
- キ 応急対策用地図情報の出力及び複写
- ク 浄水池、配水池等貯水可能な水道施設への満水作業
- ケ 給水タンク車、浄水機、仮設給水栓等の応急給水用資機材の点検整備
- コ 応急復旧用備蓄資材、車両の点検整備及び確保
- サ 自家用発電装置、可搬式発電機等の点検整備及び燃料確保
- シ 無線通信機等の通信手段の確保
- ス 滅菌用薬品の点検及び確保
- セ 臨時の水質検査準備
- ソ 関係機関への応援準備要請

(4) 応急給水用車両及び機器等

本市における応急給水用車両及び機器等の現況は、資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- 応急給水車両及び機器等の現況 P248

第3 医療活動【市立甲府病院・医務感染症課・契約課】

風水害等対策編 第3章 第19節「医療助産計画」によるほか、地震発生に備え、県関係機関等との連携を密にし、医療救護体制を確立するために次の措置をとる。

- 市役所、地域医療センター、健康支援センター又は避難場所等に医療救護所を開設し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水機、暖房器具等)を配備し、受け入れ体制について市保健医療救護対策本部に通知する。
- 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。
- 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動【ごみ収集課・医務感染症課・防災企画課】

災害時における感染症の多発流行に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動により感染症の発生を防止する。

1 消毒

発災後の感染症を予防するため、消毒班を編成し、消毒体制を確立しておくものとする。

(1) 消毒班の編成

機械器具名	配置人員(人)	台数(台)
動力噴霧機	6	3
二兼機	二	二
肩掛消毒ダイナフォッグ	15	15
計	21	18

上記機器人員をもって行うものとする。

(2) 薬剤

薬剤については応急必要量を備蓄する。また、不足する場合を考慮して、取扱い業者とあらかじめ協議し、速やかに調達できるよう措置を整えておくものとする。

2 清掃・し尿処理等

大地震の場合は、相当な被害が予想されるため廃棄物処理にあたっては、発災後に備えて十分対応できる体制を確立しておくものとする。

(1) し尿処理対策

収集過程における市許可車両は、運搬するにあたり交通規制をうけるので、緊急輸送道路等も十分考慮のうえ可能な限り処理場に搬入するよう配慮する。

(2) し尿処理班の編成

人員(人)	許可車両(台)
17	10

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、初動対応としては250人に1基の割合で、後続対応としては100人に1基の割合で設置するものとする。

イ 仮設トイレ・ポータブルトイレの備蓄は、市単独での保管には限界があるので、山梨県及び周辺都県・災害援助協定都市・仮設トイレレンタル事業者等と連携を図るものとする。

【資料編】

・ 災害時相互応援協定一覧	P34
・ 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	P42
・ 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	P44
・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	P45
・ 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	P47
・ 中核市災害相互応援協定書(60市)	P48
・ 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	P49
・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	P50
・ 災害時相互応援に関する協定書(静岡市・長野市・上越市)	P52
・ 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市)	P56
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(ニッケン)	P69
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(太陽建機)	P70
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(アクティオ)	P76
・ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(甲陽建機リース)	P77

(4) 仮設トイレのし尿収集・運搬・処理

市単独での収集・運搬処理体制には限界があるので、山梨県周辺都県・災害援助協定都市・事業者等と連携を図り、非常時の相互支援体制を確立する。

3 ごみ処理

警戒宣言が発令された場合でも、甲府・峡東クリーンセンターではごみの処理は継続して実施されることから、各家庭では可燃物・不燃物の収集日に、通常通り集積所へごみを排出する。

なお、集積場所以外への搬出は、交通障害をきたすことから、平時より広報活動を行う。

4 がれきの収集・運搬及び仮置場・最終処分地

(1) がれき等の収集

被災したことにより発生したがれき等についても不燃物として収集日に集積所へ分別して排出し、甲府市と収集委託契約を結んでいる業者が収集する。

多量に排出する場合は、甲府市が指定した仮置場へ搬入し分別して排出する。

(2) 仮置場(一次集積地)の確保

同時に多量の廃棄物が排出されるため、仮置場として「資料編8. ごみ、し尿処理一覧施設一覧 5 災害廃棄物(がれき)等の仮置場」を指定している。

(3) 収集・運搬・最終処分

本市での対応が不可能な場合は、山梨県・周辺都県・災害援助協定都市及び事業者等と連携を図り、非常時の相互支援体制を確立する。

第5 動物飼料等の調達【公園緑地課】

1 現在、動物園の飼料に関しては市内・市外の指名業者より納入しているが、乾燥飼料・固形飼料・ワラなどの飼料に関しては保存可能であり、1か月分を一括購入して飼料庫に保存している。

また、野菜・果実・鮮魚・肉類などの長期保存のできない飼料に関しては、1日～1週間おきに納入している。

災害時に食料等の緊急購入する業者との協定締結がされたときは、動物園と選定業者間で供給協定を締結する。

2 平成7年の阪神・淡路大震災で影響を受けた神戸市王子動物園の場合、近隣の京都市動物園・大阪市天王寺などが飼料を提供し、援助した。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、日本動物園水族館協会で作成した「非常災害時における野生動物の救護に関する対策要綱」により、災害時には、飼料等の調達を行うことになっている。

第6 幼児、児童、生徒の保護活動【学校教育課・子ども保育課】

学校、幼稚園、保育所等は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

1 注意情報が発表されたとき

- (1) 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校、幼稚園、保育所等は、授業(保育)又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
- (2) 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校、幼稚園、保育所等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。

2 警戒宣言が発令されたとき

- (1) 授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校、幼稚園、保育所等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - イ 学校あるいは自宅のいざれか近い方に急いで避難する。
 - ウ 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - エ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- (5) 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

第7 自主防災活動【防災企画課】

市、県等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施しあつ市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

1 注意情報が発表されたとき

- 警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。
- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
 - (2) 警戒宣言が発令された場合の自主防災組織本部設営のための資機材、備蓄食料等の確認。
 - (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
 - (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
 - (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言が発令されたとき

- (1) 自主防災組織の活動拠点整備
 - 情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
- (2) 情報の収集・伝達
 - ア 市からの警戒宣言及び予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
 - ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- (3) 初期消火の準備
 - 消火栓器具、街路消火器、可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- (4) 防災用資機材等の配備・活用
 - 防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ タンス、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策
- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控えること。

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市地域連絡員に報告する。
- イ 自力避難の困難な病人等要配慮者については、必要な場合には、市と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送する。
- ウ 避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。
- エ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取りその確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、防災行政用無線(メールマガジンを含む)等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、市民に対して呼びかける。

第8節 防災関係機関の講ずる措置

第1 電力(東京電力)

東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。

1 注意情報が発表されたとき

- (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
- (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
- (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
- (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等的確な安全措置を講じる。
- (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

- (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
- (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等的確な安全措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第2 通信(NTT東日本、NTTドコモ)

1 注意情報が発表されたとき

「情報連絡室」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

- (1) 「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後、状況に応じて「災害用伝言ダイヤル171」・「災害用伝言板Web171」を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも実施する。
- (3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

第3 ガス(ガス供給機関)

1 注意情報が発表されたとき

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓(容器弁)の閉止、発災時のガス栓(容器弁)の即時閉止について広報を行う。

第4 金融機関

関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 注意情報が発表されたとき

平常どおり業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。
- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
- (3) 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。
- (4) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
- (5) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることがあるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※ 注(1)、は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。
- (2) 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。
- (4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることがあるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第5 鉄道(JR及び富士急行)

1 注意情報が発表されたとき

- (1) 東日本旅客鉄道(株)、富士急行(株)
 - ア 旅客列車については、平常どおり運行を継続する。但し、貨物列車については原則として最寄りの駅に抑止を行う。また、強化地域内を旅行目的としない夜行寝台列車については、強化地域への進入を抑止する。(JR東日本)
 - イ 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
 - ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。
- (2) 東海旅客鉄道(株)
 - ア 列車の運行規制等
 - 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
 - イ 旅客等に対する対応
 - 注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

(1) 東日本旅客鉄道(株)、富士急行(株)

ア 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。

イ 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。

ウ 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。なお、JR小海線等強化地域周辺の列車については、必要と認められるときは一部区間徐行連転する。

エ 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として、列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。待機する旅客に対しては、食事のあっせん等を行う。食事のあっせんが不可能となったときには、関係自治体に食事のあっせんの援助を要請する。なお、あっせん方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地に避難させる。

オ 病院発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。

カ 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。

キ その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、市と連携した対策を行う。

(2) 東海旅客鉄道(株)

ア 列車の運行規制

(ア) 強化地域への列車の進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運転中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客等に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

第6 バス(山梨交通、富士急行)

1 注意情報が発表されたとき

(1) 平常とおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。

(3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

(1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

(2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

第7 病院、診療所

1 注意情報が発表されたとき

(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

(2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともにその他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

(4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族

等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

- (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともにその他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

第8 百貨店・スーパー等

1 注意情報が発表されたとき

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の市民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第9 市社会福祉協議会

- 1 災害発生後、速やかに災害等援助に資するため、市災害ボランティアセンターを設置し、支援体制を確立する。
- 2 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を収集し、提供する。
- 3 災害ボランティアの受付、調整等を行う。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第9節 交通対策

県は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、市民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

市は、第4節「広報計画」で定めるところにより、交通規制状況等について、市民及び滞留旅客への周知を図るものとする。

第1 交通規制等【都市整備課・道路河川課】

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 県内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 県内への一般車両の流入は極力制限する。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

ウ 県外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

【資料編】

- ・ 県境における流入禁止規制 P257

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

【資料編】

- ・ 車両通行止標識 P254

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知った時は、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉めてドアはロックしないこと。

なお、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、う回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第5 交通情報及び広報活動【情報発信課・防災企画課】

1 注意情報が発表された場合

- (1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第6 緊急輸送車両の確認、標章及び証明書【防災企画課・管財課】

1 緊急輸送車両の確認基準

- 緊急輸送車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。
- (1) 地震予知に関する情報の伝達及び避難の指示に従事するもの
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
 - (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護活動等に従事するもの
 - (4) 施設及び設備の整備点検に従事するもの
 - (5) 犯罪の予防、交通規制その他地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの
 - (6) 緊急輸送の確保に従事するもの
 - (7) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの

2 緊急輸送車両の申請及び確認手続

車両使用者は当該車両が緊急輸送車両であることの確認を知事又は県公安委員会に申し出るものとする。

(1) 緊急輸送車両の確認申請の場所

県公安委員会・・・警察本部交通規制課、警察署交通課、高速道路交通警察隊等
知事・・・・・・防災局防災危機管理課

(2) 確認の方法

申請に基づき確認基準に従って緊急輸送車両であることを確認するものとし、この場合公安委員会及び知事は所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付するものとする。

【資料編】

- ・ 緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書 P253

3 確認証明書の有効期間

公安委員会及び知事が緊急輸送車両として指定した期間とする。なお大震法により交付した標章及び確認証明書は、災害発生後は災害対策基本法の標章及び確認証明書とみなす。

4 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備えつけるものとする。

5 標章及び確認証明書の返納

有効期間の終了した標章及び確認証明書は、交付を受けた警察署交通課等に返納するものとする。

6 緊急輸送車両の事前届出

県公安委員会においては、警戒宣言が発せられた際の警察署等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するものとする。届出に関する手續は、別に定めるところによる。

7 緊急輸送車両の調達

(1) 庁用自動車

地震災害の発生を予想して全庁用自動車の緊急集合を行い、速やかに配車計画を立て、災害の発生に対応できるよう整備しておくこと。

(2) 民間自動車等

庁用自動車で不足する場合は、民間の会社等に応援を求めて車両を確保しておくこと。

(3) ヘリコプター等

地上交通が途絶した場合を考慮し、緊急輸送を必要とする場合は、県知事に対してヘリコプター等航空機の派遣を要請する。

なお本市のヘリポートは資料編に掲げるとおりである。

【資料編】

- 離着陸場一覧 P262

8 石油燃料等の確保

警戒宣言時及び発災時においては、ガソリンスタンドの業務が停滞し混乱の発生することが予想されるので、応急対策従事車両の燃料確保には平素から心がけておくものとする。

また、本市の災害応急、復旧対策のため緊急に石油燃料等が必要となる場合には、「災害時における石油燃料等の供給に関する協定書」に基づき、「山梨県石油協同組合」へ供給を要請する。

【資料編】

- 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書(山梨県石油協同組合) P73

9 緊急物資輸送道路の確保

緊急物資の輸送道路は、次の条件を備えるものとする。

(1) 市域外と本市の要所さらには避難場所を有機的に連絡できること。

(2) 有効幅員が広いこと。

なお、本市が指定する緊急物資輸送道路は、資料編に掲げるとおりとする。

【資料編】

- 緊急輸送道路一覧 P257

10 協定に基づく調整

発災後の道路障害物除去及び応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保について、甲府市建設安全協議会及び甲府市電設協力会、甲府市造園協会、(一社)全国クレーン建設業協会山梨県支部と応援協定に基づく調整を行っていく。

【資料編】

- | | |
|--|-----|
| • 災害時における応急対策業務に関する協定書(建設安全協議会) | P61 |
| • 災害時における応急対策業務に関する協定書(電設協力会) | P75 |
| • 災害時における応急対策業務に関する協定書(全国クレーン建設業協会山梨県支部) | P78 |
| • 災害時における応急対策業務に関する協定書(造園協会) | P79 |

第10節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 注意情報が発表されたとき

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- エ 避難誘導の方法、避難路等の確認

(2) 顧客、従業員等への対応

- ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
- イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 予知情報(警戒宣言発令)が発せられたとき

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - (ア) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (イ) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (ウ) 顧客、利用者等への避難誘導の実施

(2) 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

発表条件は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード^{※2}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込

み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月前から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。

従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。

ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応については、地震対策編第3章第2節「職員動員配備計画」に準じた体制とし、主に次の対応を行う。

- ・県からの情報収集
- ・防災関係機関との連絡体制の確認
- ・市民への広報
 - 家族との連絡体制、家庭における備蓄の確認、家具の固定、避難場所・避難経路の確認 等
- ・避難所等、防災上重要な施設等の点検
- ・教育施設（小学校等）に児童の引渡し等の周知
- ・職員への周知

